

衆議院

内閣

委員会

会議

録第

八号

平成二十六年十一月五日(水曜日)

午後零時四十七分開議

出席委員

委員長 井上 信治君

理事

秋元 司君

理事

田村 憲久君

理事

平口 洋君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 和親君

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

越智 勝保

理事

高木 宏君

理事

小島 敏文君

理事

勝俣 孝明君

理事

隆雄君

理事

小島 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

今野 智博君

理事

清水 誠一君

理事

鈴木 敏文君

理事

高木 美智代君

理事

石川 昭政君

理事

近藤 洋介君

理事

木下 智彦君

理事

青山 周平君

理事

川田 鬼木

理事

岩田 鬼木

理事

小林 鳥之君

理事

ピューターゲームを取り材したことがあって、その中での仮想通貨が現金化できて、犯罪というのか警察の取り締まりの対象になつたという事例もございました。今の日本の国内でも、オレオレ詐欺とか、結構巧妙に次から次へ犯罪者というのは考えていきますから、便利な面を抑止する必要はないとは思うんですけども、便利な面とそこに潜むリスクについて、政府の中で担当の省庁がないとすると、誰も考える人がいなくなつてしまいましょうから、その点は、大臣そして副大臣にもそういう問題提起をしていただいて、今後、政府内でどういう対策をとっていくのか考えていただければと思います。

その点につきまして、二十六年の四月以降はざ
ロ件だ。その前、二十五年度においては、三件で
二千九百万円である。ことしの七月三日までは三
百万を超えるものですか、それについては政府に
届け出なくちゃいけない。ことしの七月の四日から
は三千万円を超えたものということで、十倍に
引き上げた。

とが考え得るところでござります。
○大島(敦)委員 ただいまの主務省令を定めたとして、テロ資金の移転を防止できるかどうか、その点につきましての再答弁をお願いします。
○樹下政府参考人 テロ資金の移転が防止できることかという御質問でございます。
疑わしい取引の届け出の対象となる犯罪による収益といったしまして、組織犯罪処罰法第一條第二項におきまして、テロリストへの資金提供等を犯罪対象としております、公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金の提供等の处罚に関する法律の罪に係る資金というものが規定されておりまして、テロリストへの資金の提供やその收受が疑われる場合には、疑わしい取引の届け出の対象となるものでございます。
今回、疑わしい取引の届け出に関する判断の方法を主務省令で定めることによりまして、特定事業者がより適切に疑わしい取引の届け出を行つていただけるようになるというふうに考えておりまことにござります。

高指導者であるアイマン・アル・ザワヒリは、十五の別名が安保理の制裁委員会の名簿に記載されています。

こうした別名を用いて口座を開設するような場合を想定し、国際テロリストの公告に当たっては、安保理制裁委員会における名簿に掲載されている別名や警察において把握している別名についても公告することとしております。

いずれにしましても、別名を用いた口座の開設にも十分対応できるよう、国際的な情報交換などを的確に実施して、法の適切な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○大島(敦)委員 一番最後に触れた関係国との情報交換、これは国内の省庁との情報交換によっての情報共有というのが非常に大切だと思つていまして、その点について、どの口座がテロ資金として使われているのか把握していることも必要だと思うので、その点も踏まえて、御答弁を手短にお願いします。

○高橋政府参考人 御指摘のとおり、国際テロリストの財産凍結を行うためには、国際的な連携や関係省庁間の情報共有が不可欠であります。このため、この法案の第二条では、国際的なテ

ロリズムの行為の防止及び抑止に関する国際的情報交換その他の協力を推進することを國の責務としております。また、この法案の第十九条では、都道府県公安局委員会が関係行政機関の長に対し資料の提出その他の協力を求めることができるとしており、財産凍結等の措置を実施するためには必要な情報交換をすることとしております。これまでも、外国の治安情報機関との間で国際テロ情勢に関する緊密な情報交換を行ってきたところでありますけれども、こうした取り組みを引き続き推進するとともに、本法案に基づく国際的な情報交換や関係省庁との情報交換を通して、国際テロリストの口座について確実に把握してまいりたい、このよう考へております。

○大島(教)委員 山谷大臣に伺いたいんですけれど

て主務省令で法案が通った後に定めるということになつてゐるんですけども、その点につきまして、警察からの答弁をお願いいたします。

○樹下政府参考人 疑わしい取引の届け出に関する判断の方法的具体的な内容につきましては、主務省令で定めることとしておりますので、今後、関係省庁、業界の御意見を伺いながら検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

その上で、現時点で検討している例を申し上げますと、取引のリスクに応じまして、申告を受けた職業や取引を行う目的等に照らしまして確認するチェックリストを利用する方法、マネーロンダリングに悪用されるリスクの高い取引について厳格な判断を期するため、取引時確認の結果等に照らして疑わしい点があるかどうかの判断について、統括管理者が承認をすることなどを定めるこ

に考へております。

○大島(敦)委員 ありがとうございます。

続きまして、今回の国際テロリストの財産凍結法案では、規制対象の国際テロリストを公告することとしております。国際テロリストを公告するといつても、多分、その名前で口座を開いたりすることはあり得ないと思っていまして、やはり、国際テロリストは名前を変えて口座を開設していくかと思ひます。

○高橋政府参考人 その点について対応できるのか、そのことについての答弁をお願いします。

○委員御指摘のように、国際テロリストが複数の別名、本名以外を有しているケースもよく見られるところでありますて、例えば、アルカイダの最

ロリズムの行為の防止及び抑止に関する国際的情報交換その他の協力を推進することを國の責務としております。また、この法案の第十九条では、都道府県公安委員会が関係行政機関の長に対し資料の提出その他の協力を求めることができるとしており、財産凍結等の措置を実施するために必要な情報交換をすることとしております。

これまでも、外国の治安情報機関との間で国際テロ情勢に関する緊密な情報交換を行ってきたところでありますけれども、こうした取り組みを引き続き推進するとともに、本法案に基づく国際的な情報交換や関係省庁との情報交換を通じて、国際テロリストの口座について確実に把握してまいりたい、このように考えております。

○大島(敦)委員 山谷大臣に伺いたいんですけれども、イスラム国、私は新しい形のテロ組織だと

ただいま申し上げました制度に基づいて報告の
ありました北朝鮮向けの送金金額を申し上げます
が、平成二十五年度におきましては三件、二千九
百万円でございました。平成二十六年度四月から
八月末までに閲しましては、報告件数はゼロでござ
ります。

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成二十六年十一月五日

思っています。ロングテールというんですけれども、恐竜の尻尾の一番先の方、多くのところは、ネットの社会だと、十万分の一人とか五十万分の一人とか百万分の一人が反応するというエリアがあって、これまでだと、そういうところまでは反応しなかった。それが、あまねくインターネットによってさまざまな人が見る中で、そういう、十万人に一人、五十万に一人、百万人に一人の方が応じる、そういう形態でイスラム国というこのテロ組織は世界じゅうから人が集まっているかなとも想像しております。

後、制裁を強化するのか解除していくのか、多分これは議論が行われると思います。

山谷大臣として、現時点で、こういう送金の問題についてのお考えがあれば、御答弁いただければ幸いと存じます。

○山谷国務大臣　ここは拉致問題特別委員会ではないので、なかなか、内閣委員会として、拉致問題担当大臣としてお答えするというのは非常に難しいんですけれども、ほかならぬ大島委員の御質問でございますので、

先般の日朝協議、平壌での協議の席で、日本側にとって立教問題が最重要問題である

で、私も副部長というのは部長の次かな?と思つたんですよ。北朝鮮に詳しい方に聞いてみると、部長がいて、第一副部長がいて、その下に政治局長がいて、その下に副部長が十人ぐらいいるということで、少将であつたり副部長であつたりしても、霞が関だと多分審議官以上じゃなくて課長クラスぐらいかな?という感じを受けるわけですよ。だから、その点についての認識が、いつごろのメンバーが、相手方の交渉相手が明確になつたのか、その点についての御答弁を伺いたいんですけれども、お願いいたします。

○大島 敦委員 NSCの会議が開かれて、七日四日からの制裁の緩和が決定されたと思います。NSCの審議に私も加わっていて、私どものその修正案によって相当多くの情報をNSCが各省に出せといった場合には出さざるを得ない仕組みになっています。これは私たちの発案でそうさせていただいております。ですから、本当に政府内で情報共有ができるかどうか。

特に中枢ですよね。やはりボトムアップの国ではなくてトップダウンの国ですから、本当に国家指導者との力関係、あるいは国家指導者のできるだけ近くの人が交歩相手であるべきだと考えておりま

今回の国際テロによる財産の被害が絶対多く、イスラム国とか今後ふえてくる新しい形のテロ組織に対しの対応ができるかどうかについて、あるいはどうしなければいけないと思うので、その点についての御答弁をお願いします。

といひたしにしてもお到着は最も重き問題は、と、委員長を初めとして両副委員長等々、特別調査委員会の最高の人たちに伝えることができました。ほかの三分科会の報告が進んでも、この拉致問題に関する報告が進まなければ、全く日本は評価しないということを伝えて、また北朝鮮側からいへば、過去の調査は不十分であつた、時間的な制約ばかりでなく、一部の幾回の大臣らのところに

した徐大河ですが、彼が委員長を務めますこの特別調査委員会というのは、北朝鮮の最高機関である国防委員会から全ての機関を対象にした調査を行うことができる特別の権限を付与されている。だから、彼は今そういう権限を付与された特別調査委員会という組織のヘッドであるということです。まことに、余大河は、もとと中国を

うの疑惑は終了させさせていただきます。
ありがとうございました。

○井上委員長 次に、木下智彦君。

○木下委員 維新の党、木下智彦です。本日はお時間をいただきまして、ありがとうございました。

の声明を出したことを受けて使用されていることとなっています。

かあつたことと
一昔の機関の決定であつたとしても
うことがあつたわけでありまして、今回、十時間
半のいろいろなやりとりについて、今後、政府と
しては分析をしまして、全ての被害者の帰国に向
けて、結果を出すために何をすべきかということ
を考えていきたいというふうに思います。

送金については、現在いろいろな総合的な判断
で現状のようになつてているわけでござりますけれど
ども、それ以上のコメントはこの場ではちょっと

そこで、一般論でござりますけれども、北朝鮮の場合は、こういう職責と軍の階級との間にどういう関係があるかということを少し調べてみますと、必ずしもこのポストにいる人はこの軍の階級でなければならないという関係はないということになります。

この法案のお話をすると同時に、まずこの法案の成り立ちとそういうところで聞いていることをちょっと私の理解としてお話しさせていただくと、国際機関FATF、ファイナンシャル・アクション・タスク・フォースというところから勧告を受けて日本の法整備がまだ不十分だということで、これに従つた法整備がなされなければ、国際間の為替取引であるとかそういうものが制限される、も

今、大島委員がおっしゃられたように、これからは本当にさまざまな情報を収集しながら、国際的な脅威となっているテロリスト、テロ集団に対する応じていかなければならぬと思っております。○大島(敦)委員 今後の課題として御検討していただければと思います。

控えさせていただきたいと思います。
○大島(敦)委員 外務省にも来ていただいている
んですけれども、今回北朝鮮に行かれて、報道の
写真を見たときに、肩の星が一個だつたもので
から、普通、外務省の局長が米軍の方とお会いす
るときには星が三つぐらいあつたのかなと思つて

のようでござります。さらに調べますと、例うば、職責上は下位にある者が軍の階級では上位にあるといったことも見られる。

それから、この国家安全保衛部という組織、詳細はわかりません、これは秘密警察でござりますので。ただ、その隅東則という第一副部長、

それで、拉致の問題、やはりテロというなどどうしても拉致の問題を思い浮かべるものですから。政府見解では、拉致問題は我が国の国家主権及び国民の生命と安全にかかる重要な問題であるという認識かと思います。先ほど、一点、北朝鮮に対する送金の問題を指摘させていただいて、今

いまして、ちょっと調べてみたんです。北朝鮮の軍は、元帥というのが一番上にいて、次帥がいて、大將、上將、中將、少將、その下に大佐、中佐、少佐となっていて、星が余り大きくなかったので少将格の方だと思うんです。

つまり副部長のトップの人間は、公開されている情報によりますと大将である、つまり星四つであるということが知られています。思つております。
引き続き、北朝鮮に関しては、さまざま情報をお政府全体となつて集約して分析していくことに思つております。

うことなんですかけれども、現実問題として、日本の金融機関がこういったマネーロンダリングだとかそういった犯罪に利用されるような、そういうことの事例というのが今までに実際にあつたかどうかというふうな話がまず最初にあるべきなんじやないかなと思っているんですね。

その点で今まで、過去、日本の金融機関がそういうふたごとに利用されたことが実際にあるのかどうか、あつたとしたらどんなケースなのかといつたことをまず御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

出資法及び組織的犯罪処罰法違反で検挙した事犯がござります。(木下委員)「数的にはどうなのか」と呼ぶ)

数的に、海外における検挙件数等々について数字を持つてはいるわけではございませんので、

会社に入つてすぐに、いろいろな取引の請求書だとかが回ってきます。そうしたら、一回、その当時は、商売があつたときに、そこにエージェントというのがかんで、エージェントに対して報酬を支払うことが認められておりました。その際に、

○木下委員 ありがとうございます。ぜひよろしくお願いします。

では、実際にこの法律案が通った暁にというところなんですが、その場合に、一番恐れているところは、今までそういうふうな事業者が

○樹下政府参考人 日本におけるマネーロンダリング事犯の代表的な検挙事例ということでお答えさせていただきますけれども、平成二十五五年中に警察がマネーロンダリング事件ということで検挙

ちょっと比較は困難かというふうに思います。
○木下委員 今、数的には余り比較はできないとい
うことなんですねけれども、私の感覚でいいま
すと、これはすごく少ないはずなんです。

そのエージェントに対して支払おうとしたら、そのエージェントの会社の社長名義のケイマン諸島の口座に振り込み先を実際に指定してきているものがあったんです。

しつかりやつてきた。ただ、法律がこういう形で整備された後に、実際に業務が、逆に今までやらなくててもよかつたことまでやらなきやいけなくななる可能性というのがあるんですね。それを実際の

た被疑者が、返済金合計約二億二千五百万円を複数の他人名義の口座に借り受け人から振り込み入金をさせていたということで、組織的犯罪処罰法違反で検挙した事犯というのがございます。また、労働者派遣事業を営んでおりました六代目山口組傘下組織の幹部の男らが、労働者派遣禁止業務であります建設業務に労働者を派遣し、その報

金融機関などというのは、自主的なルール、自主的な努力によつてきちっとした措置が内部でなされてゐるから、それだから信用もあるし。国際間取引した場合も、そとはいひながら、ブランチが海外にあるかどうかということでもかかわりはあるんですねけれども、他国の有名銀行と連携をとりながら自主ルールを守つてやつてきたなどということです。

いる、まだ一年生、二年生ぐらいのサラリーマンのところにもそういう伝票が回ってきて、これはおかしいなと思って、すぐに会社の中で指摘をして、そうしたら上司も、今度は、営業とそれから経理というのは中で戦っているんですね、自主的ルールが成り立っていて、しっかりと、そこはばしっととめました。

物すごく懸念されてるんです。
そういう意味で、ちゃんとした、今までのやり方というのがしっかりと反映されたような実施をしていただきたい、措置をしていただきたいと思つてますけれども、その辺について、具体的なプランというのがあるのかどうか、そういう部分について一言お話をいただければと思つた

○木下委員　樹下部長からお話をいただいたんで
み入金させていたとして、組織的犯罪処罰法違反
で検挙した事犯などがございます。

ような内容には決してなっていないというのが事実だというふうに私は思っております。なのにかかわらず、国際機関からこういうふう

は相当きつちりとやっている。よその会社はどうかというのではありませんが、基本的には、どこの会社もそういうルールがしつかりとなされているに

○樹下政府参考人 今回の法改正によりまして、疑わしい取引の判断の方法というのを主務省令で定めるということにしておるところでございま

は、いずれも国内の事案かなと。
では、為替取引がかわるような事案というの
は今までにあつたかどうかということを、わかる
範囲で、吉澤が「つづき」、「さくら」、「こまねこ」等、

「……、二さんは、日本へ一度つらぬく後歸るが、
」というと、法整備が後ろ倒しになつてゐるという
ことのあらわれだというふうに私は思つてゐるん
です。

の届け出をしていただこうということになりますので、業者の方にも一定の負担は生じるだろうと いうふうに考えているところでございます。

○副下政事参考人　海外の銀行もかかわったのでは
れからもう一つは、国際的に見たときに、その数
が多いと言えるのかどうかというところも含めて
お願ひします。

こういうルールを持つてしがりとやっているんだ、逆に言えば、これが世界のスタンダードになり得るものなんだ。指摘を受けたことはしようがないかもしれないですね」と、本来であれ

○山谷国務大臣 お仕事マンとして毎日勤務もある
す。これは大臣にそういうお願ひをしたいと思う
んですけれども、ぜひともよろしくお願ひしま

法を主務省令で定めるに当たりましては、関係省庁あるいは業界の御意見を伺いながら検討を進めしていくこととしたいというふうに考えておりま

不と云ふことで有名なケーブルを御紹介いたします
と、やや古い事案でございますけれども、五菱会
という闇金のグループがございました。闇金融グ
ループを組織いたしまして、全国の多重債務者等

日本の方を国際的にもっとアピールをしていいんじゃないかなというふうに思っている。だから、こういう意味では、法律自体が整備されていないことは非常に悲しい話な

オ丁立委員からの御意見、本当に御賛美を貰うと喜んでいたのですが、さしていただきました。

によって得た犯罪収益等につきまして、スイスの銀行に約五十一億円を隠匿したり、国内の金融機関の貸し金庫に二百万米ドルを隠匿したというところで、平成十五年から平成十七年にかけて、

これは、なぜ私がそう思うかというと、私は前、二十年ぐらいサラリーマンをしておりました。貿易商社というか総合商社だったんですけどれども、最初の二年間ほど経理をしておりまして、

でやつてきたというふうにも思いますし、法整備を済ませて、そうしたようなリーダーシップをとれる国として、また広報啓発、頑張つてまいりたいと思います。

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 平成二十六年十一月五日

な、そうしながらも実効性があるものをつくりたいだときたいんです。そのためには、やはり現場の方々の声に耳をしっかりと傾けて、実効性のあるような措置というのをつくっていただきたいなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

続きまして、国際テロリストの財産凍結にかかる部分、こちらの方について少しお話をさせていただきます。

今回、国際的なテロリズムの行為というところに対して、その資産を凍結するんだということは、当然のことながら必要な措置だと私は思っています。ただ、一番怖いのは、これだけは絶対的にダメなんですね。当然、皆さん、わかつていらっしゃると思います。というのは、資金がそういう形で資産凍結されたりとかしたときにテロリストは何を考えるか。違うやり方を考えるわけです。いろいろなことを考えると思いますが、どうぞお話を聞いてください。

先ほど大島議員もいろいろとお話をされていたかと思うんですけども、例え、「一つは人質をとる、身の代金を要求してくる。直接的にはお金を取り戻す」ということも一つ考えられる。それからもう一つは、何かしらの資源を持つていた場合に、その地域を占領したり、それから、占領することによってその資源を闇の市場に売却して資金を得るあるとか、そいついた過激なことをするのがテロリストのやり方だと思うんですね。

だから、逆に、ここで資産を凍結する、当然のことながら必要ないことなのかもしませんけれども、これとセットにして、そういったことに対する対応というのが私はすごく必要なんじゃないかなと思つております。

例えば、先ほど私が商社時代のお話をさせていただきましたが、私がいた商社では、昔、フィリピンで現地法人の社長が誘拐されました。誘拐されて、指が切られたような写真を撮られて、身の代金を要求されました。その際に、実際にどういうふうになつたかということははつきりとはわ

かっていないですけれども、恐らくその企業は身の代金を払ったような、そういうふうな話を私は聞いております。

それ以降、そのときは私が会社に入る前だったんですけれども、その娘さんがたまたま私と同じ部署おりましたので、いろいろな話を聞いていたんです。

そして、海外に私が赴任するといったときには、ちゃんとそういった海外の事案に対応するような部署がありまして、申しわけないですけれども、そこに座つていらっしゃるような、非常に目つきの鋭い、物すごく怖いおじさんが私の前に来て、いろいろな事案について話をします。そのときにはどういう対処をするべきなのかということを徹底的にたき込まれて、それで海外に送られていくというふうなことをしていたんです。

ただ、私はそこで思つたんですね。国が、例えば何か身の代金を要求された場合には、一切払えませんといふふうなことを言つたんです。なぜなら、これがやけに大きな問題だと思っていて、一日の収益が三億円ぐらいあるというけれども、そこには、ちゃんとそのうな部署がありましたので、いろいろな話を聞いていたんです。

ただ、これを法律として整備するというのには相手には対処しないという態度を示していかなきゃいけないと思うんです。

ただ、これを法律として整備するというのには相手には対処しないという態度を示していかなきゃいけないと思うんです。ただ、日本企業が狙われたときも、同じように一切そういうふうなことは対処しないといふふうなことを言つたんです。ただ、これを法律として整備するというのには相手には対処しないといふふうなことは、これまでのところは、ほとんど言つてないんです。ただ、これがやけに大きな問題だと思っていて、一日の収益が三億円ぐらいあるというけれども、時間があまりありますのでお話しします。

人質というのは、人を人質にとるということ以外にも、国内の施設なんかもとられたり、もしくは勝手に入つてきて資源を収奪していくこともあります。それとも、そういったことも含めて、この法案自体を悪いとは言わないんですけども、その裏の整備というのももしかりとしていく必要があるんじゃないかと思つているんですけども、非常にうなづいていただいているので、御答弁いただければと思います。

○山谷國務大臣 国際テロリストの財産凍結法案においては、規制の対象とする国際テロリストについて、安保理制裁委員会において指定され、または諸外国で既に指定されているものを想定して

ております。

いずれにしましても、本法案を適切に運用することによつてテロ行為の防止及び抑止を図つてしまりたいところですが、木下委員が具体的ないろいろなことをおつしやられました。

我が国では、テロを未然に防止するため、外

交渉情報機関等と連携した幅広い情報収集、爆発物の原料となり得る化学物質の適正管理、重要施設の警戒警備、水際対策の強化等の取り組みを推進しております。国際テロリストの財産凍結法案は、これらの取り組みに加えて、テロ資金供与対策について万全を期すという観点から整備するものでございます。

○木下委員 ありがとうございます。

非常に力強い御答弁をいただいたと思います。これ以上、本来だつたら余り言つことはないんですけども、時間があまりありますのでお話しします。

人質というのは、人を人質にとるということ以外にも、国内の施設なんかもとられたり、もしくは勝手に入つてきて資源を収奪していくこともあります。それとも、そういったことも含めて、この法案自体を悪いとは言わないんですけども、それがテロリズムにかかるものかどうかといふふうなこともあります。けれども、例え今報道などで問題になつてゐるような、日本の海に来てアカサンゴをとつていく。あれは収益だけを目的にしていますけれども、それがテロリストとかかわつたときには毅然とした態度をとらなきやいけない。今ですら毅然とした態度をとらなきやいけないんだけれども、もつとしっかりとしたことをやつていかなきやいけなくなるわけです。そういうことも含めて、しっかりとこれは整備をしなきやいけない。

○山谷國務大臣 本当に、治安を守るということでも、国際的にも、そして国際的な連携が何よりも必要な時代になつていて、終了させていたいと思います。

もう時間が来ていますね。では、もしも一言ございましたらお話しいただいて、終了させていたいと思います。

○山谷國務大臣 本当に、治安を守るということでも、国際的にも、そして国際的な連携が何よりも必要な時代になつていて、終了させていたいと思います。

もう時間が来ていますね。では、もしも一言ございましたらお話しいただいて、終了させていたいと思います。

○木下委員 ありがとうございます。

○井上委員長 次に、河野正美君。

現在議題となつております、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案並びに国際連合安全保障理事会決議第十一百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法に関連して、本日は質問をさせていただきたいと思います。

まず、いわゆるFATF勧告への対応についてお尋ねを申し上げます。

犯罪やその収益も国を超えたレベルでの動きが進む中で、世界各国が協調して問題への対処に当たる必要性があるというふうに思っております。我が国も、国際社会の一員として、迅速に実効力のある取り組みを進めていかなければならないと思います。

ことし九月二十六日の日本経済新聞の朝刊によりますと、FATFのパリ本部に、昨年の秋、一通の書簡が届いたということあります。差出人は、我が国の麻生太郎財務大臣。内容は、資金洗浄対策を強化する法整備を早急に進めるという趣旨だったと記事には書いてございます。

具体的にこの書簡の内容はどのようなものだったのでしょうか。まず最初に教えていただきたいと思います。

○大家大臣政務官 河野委員にお答え申し上げます。

先生御指摘のFATFでありますけれども、少し説明させていただきますと、一九八九年のアル・シュ・サミットにおいて設立をされた政府間の会合である。設立以降は、それぞれのサミットにおいて、FATF勧告の実施に向けた国際的なコミュニケーションを示してきた。

我が国といたしましても、主要メンバーとして、このFATF勧告を十分に踏まえた上で、マネーロンダリングやテロ資金供与対策の実施に取り組む旨表明をしているところであります。委員御指摘の麻生大臣発出の今回の書簡につきましても、その取り組みの一環であると御理解をいただきたいと思います。

○河野(正)委員 一環ということです。さつくりとお答えいただいたんですけれども、それはなぜこの時期に出てきたのか。それと、この麻生大臣の手紙によって、我が国に対する拘束力といふのがどれぐらい発生するのか。よろしかつたらお答えいただきたいと思います。

○大家大臣政務官 済みません、ざつくりという

ことでありましたけれども、この相互審査においては、対外非公表の資料も含めて議論が行われていていますもので、各国一律に対外非公表という形で扱われています。ですから、結果が出た段階では公表できるのでありますけれども、このことについてお示しすることは今段階では控えさせていただかたいというふうに思います。

○河野(正)委員 ありがとうございました。今の時点では公表できないということですので、その点も踏まえてしっかりと交渉をやつていただきました。

次の質問に移りますが、マネーロンダリング、資金洗浄対策について。

マネーロンダリング対策を振り返りますと、二〇〇二年、テロ資金供与処罰法、金融機関等本人確認法制定、二〇〇七年に犯罪収益移転防止法制定と、対策を一歩ずつ重ねてきていた結果、二〇〇八年、平成二十年の第三次対日相互審査では、金融機関における顧客管理という重要項目で不履行の評価を受けるなど、概して我が国を取り組みは評価されていないんじゃないかと思います。一部お話をあつたかと思いますが、そもそも、こうした国際的な組織からの勧告に対して、我が国はどの程度拘束をされているのか。今回のFATFからの勧告の拘束力をどのように捉えられているか、お聞かせください。

○可部政府参考人 御指摘のとおり、平成二十年十月に対日相互審査が行われまして以降、勧告の内容あるいは日本に対する評価につきまして精査をいたしましたとともに、関係省庁で連携をとりまして、いかななる国内法整備が必要かを含め、順次、勧告への対応を進めてまいりました。

FATFの方では、勧告が求めます義務を、金融機関に対する監督指針などではなく強制力のある法令に明記することを求めておりまして、例えば犯罪収益移転防止法につきましては、ただいま御指摘ございましたように、平成二十三年に法改正を行いましたものの、依然として、義務の一部が日本の法令で明記されていないなどの指摘を受けたところでございます。

このため、警察庁におきまして、昨年六月から有識者懇談会を開催して検討を行い、本年七月、報告書をまとめ、今回の法案提出に至つたものであります。そこで、この報告書をもとに、FATFの勧告に沿った対策の抜け穴として利用されてしまう可能性も

また、テロリストの資産凍結につきまして、現行警察庁を始めとする関係省庁におきまして、現行法との関係、外国の立法例などを含めてさまざまな検討を行いましたほか、関係者の権利利益の保護について十分配慮をするという意味での検討を行つたところ、結果として時間を要しましたけれども、本国会に法案を提出させていただいたところでございます。

○河野(正)委員 少しずつ改善されてきたということなんでしょうか。

次に、取り組みを重ねてきた結果、二〇〇八年、平成二十年の第三次対日相互審査では、金融機関における顧客管理という重要項目で不履行の評価を受けるなど、概して我が国を取り組みは評価されていないんじゃないかと思います。一部お話をあつたかと思いますが、そもそも、こうした国際的な組織からの勧告に対して、我が国はどの程度拘束をされているのか。今回のFATFからの勧告の拘束力をどのように捉えられているか、お聞かせください。

○可部政府参考人 FATFの勧告につきましては、我が国は立法府に対し立法を義務づける性格のものではございません。

しかしながら、一方で、FATFは、マネーロンダリングやテロ資金供与対策に関するハイリスク国を国名公表しております。仮にFATFの指摘事項について改善がなされない場合には、日本がハイリスク国として国名公表される可能性がございます。そうした事態に陥った場合には、海外の金融機関が日本の金融機関との取引においてリスク管理制度を強化したり、あるいは日本の金融機関との取引を回避したりするなど、本邦の金融機関のみならず、企業等の国際金融取引に支障を来す可能性がございます。

また、これに加えまして、マネロン、テロ資金供与対策につきましては国際的な連携が求められていることでございますが、国際基準に合つた制度整備ができるない場合には、日本がそうしなくてはならないことがあります。

○上富政府参考人 国際組織犯罪防止条約を締結し、国際社会と協力して組織犯罪と闘うことは重要な課題であります。同条約の締結に伴う法整備もまた重要であると認識しております。

同条約を締結するための国内担保法案につきましては、これまで三度国会に提出いたしました

が、いざれも成立に至らず、廃案になつたところでありまして、このようないふうな法律になつてくださいまして、このようないふうな経緯を踏まえて、同条約を締結するためには、どのような法整備が必要であるのかについて、関係省庁と協議するなどしてきましたところですが、条約締結のための担保法案をいつ国会に提出するかについては、未定でございまます。

○河野(正)委員 ちょっと話が前後するかもしれませんけれども、いわゆる公告国際テロリストについて確認をさせていただきたいと思います。先ほど来お話をあつたかと思いますが、我が国には、現状ではこれに該当する人物は入国していないという認識だと思います。正式に確認せずにでも、疑わしい、あるいは怪しいとして調査を行つた事例があるのかどうか。余り手のうちを開示してもいけないと思いますので、可能な範囲でお答えいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたします。

本日現在、安保理制裁委員会のリストに、タリバーン関係者として百三十四個人、四団体、アルカイダの関係者として二百三十一個人、六十八団体が掲載されておりますけれども、現在、それらの国際テロリストが我が国にいるという事実は把握しております。

○河野(正)委員 繰り返しになりますけれども、そういう方は入つてきていませんということですけれども、怪しいなということで動いた例とかいふのはあるんでしょうか。

○高橋政府参考人 警察におきましては、外国の治安情報機関と緊密に連携の上、国際テロ関連情報の収集、分析に努めているほか、関係省庁等と連携した水際対策を徹底し、国際テロの未然防止に万全を期しているところであります。

こうした中、現時点におきましては、国連リストに掲載すべき人物が我が国に存在するとの具体的な情報には接しておりません。しっかりと対応していただきたいと思います。

○河野(正)委員 ありがとうございました。しっかりと対応していただきたいと思います。

今回の法改正は、犯罪をする方の視点からしま

すと、非常に気に入らないような法律になつてくるんじゃないかなというふうに思つております。

我が国が法整備を行うことで、国際テロリストから報復とか逆恨み、そういうことをされるおそれがないのか、また、それに対する対策を考えておられるのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 本法案におきましては、規制の対象とする国際テロリストについては、安保理の制裁委員会において指定され、または諸外国で既に指定されている者を想定しており、これらの者はいずれも、我が国において外為法により既に規制の対象としている者であります。したがいまして、これらの国際テロリストを本法案において規制の対象とすることにより、報復、逆恨み等が懸念されるという状況にはないものと考えております。

○河野(正)委員 次に、犯罪収益の現状についてお尋ねをいたしたいと思います。

我が国は、いわゆる振り込め詐欺というものの被害が後を絶たず、新たにネットバンキングの不正送金など、こういったものの被害も大きくなつてきていると思います。こうした犯罪の現状について、そして、振り込め詐欺等の対策、今後の見通しなどについてお聞かせいただきたいと思いまます。

○樹下政府参考人 特殊詐欺の被害状況についてお尋ねをいたしますけれども、平成二十六年の上半期でござりますけれども、中、五千六百八十二件、約一百六十八億円の被害となつております。前年同期の四千九百七十三件、約二百十二億円を上回っている状況でござります。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害状況につきましては、多くの地域金融機関に被害が拡大するとともに、法人名義口座に係る被害が増加をしておりまして、平成二十六

年上半期中、一千五百四十四件、約十八億五千二百万円の被害となつております。過去最大の被害となりました昨年一年間の被害額であります約十四億六百万円を上回つてある状況にござります。

こうした厳しい情勢を踏まえまして、特殊詐欺対策につきましては、組織を挙げた取り締まりによる犯行組織の壊滅、関係機関等と連携した犯行ツールの遮断、官民一体となつた予防活動の推進など、被害抑止に資する取り締まり活動及び予防活動に取り組んでいるところでございます。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯につきましては、送金先口座の売買闇取引がありますとか、出金役等の徹底検査、また、ウイルスに感染した端末の利用者に対する注意喚起等に取り組んでいるところでございます。

警察といたしましては、今後とも、金融機関等の事業者や関係機関との連携を強化するとともに、警察の総合力を発揮した取り締まりを推進し、その被害拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

もう時間もなくなつてしまんですけれども、やはり国境を越えたいろいろな犯罪もありますし、国内に目を向けたとしても、私設私書箱であるとかレンタルオフィスなど、非常にいろいろ便利なものが発生してくると同時に、そういうたところが犯罪の温床になつてくるというようなこともあります。本当に国をまたぐ犯罪が行われてくるということをごぞいますので、しっかりと対応していただきたいと思います。

○河野(正)委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

○河野(正)委員 では、次に、犯罪防止のための人材についてお尋ねをいたいと思います。

このように、犯罪自体が国境を越えてグローバルに展開する中で、犯罪捜査に当たる人材の養成というのも急務ではないかなと考えております。現在の人員配置の状況や今後の課題をどのようにとられておられるでしょうか、国家公安委員会委員長、お答えいただきたいと思います。

私は福岡ですけれども、我々地方から選出された国会議員というのは、会期中はどうしてもなかなか週末ぐらいしか帰ることができないというふうに思います。近年、送金や銀行振り込みなど、本人確認というのがかなり厳しく求められております。そのため、公的なお金であれば秘書に頼んだりとかいろいろなことができるんで、ようけれども、私的なお金の振り込みなどは議員もみずから銀行に赴かなければならなくて、週末や夜間に地元に戻つたとしてもなかなか銀行窓口があいていないということで、大変な思いをしてまいりました。

現在でも、正しく利用をしている者とすれば、非常にこの制度、銀行振り込み等々の、何十万円までとか、そういうものが厳しいなどというふう

も必要な体制の整備を行つてきたところです。

今後は、国際捜査に従事する者の実務能力の一層の向上に努めるほか、G8ローマ・リヨン・グループ、ICPO、国際刑事警察機構等の多国間協議やさまざまな二国間協議の場を通じて、外国捜査機関との連携を強化する必要があるところであります。

いざれにしましても、国際捜査の推進は重要な課題と認識しております。しっかりと取り組んでまいります。

○河野(正)委員 ぜひよろしくお願ひいたします。

○河野(正)委員 では、次に、犯罪防止のための警察といたしましては、今後とも、金融機関等の事業者や関係機関との連携を強化するとともに、警察の総合力を発揮した取り締まりを推進し、その被害拡大の防止に努めてまいりたいと考えております。

このように、犯罪自体が国境を越えてグローバルに展開する中で、犯罪捜査に当たる人材の養成というのも急務ではないかなと考えております。現在の人員配置の状況や今後の課題をどのようにとられておられるでしょうか、国家公安委員会委員長、お答えいただきたいと思います。

私は福岡ですけれども、我々地方から選出された国会議員というのは、会期中はどうしてもなかなか週末ぐらいしか帰ことができないというふうに思います。近年、送金や銀行振り込みなど、本人確認というのがかなり厳しく求められております。そのため、公的なお金であれば秘書に頼んだりとかいろいろなことができるんで、ようけれども、私的なお金の振り込みなどは議員もみずから銀行に赴かなければならなくて、週末や夜間に地元に戻つたとしてもなかなか銀行窓口があいていないということで、大変な思いをしてまいりました。

現在でも、正しく利用をしている者とすれば、非常にこの制度、銀行振り込み等々の、何十万円までとか、そういうものが厳しいなどというふう

に思つたりするんですけれども、資金洗浄対策も含めて、一方では厳しく、犯罪の防止の観点からやつていかなければいけないと思いますので、今後、本人確認等がさらに厳しくなるのか、銀行の手続等についてこれまで以上に大変なことにならないのかということを、国家公安委員長、お答えいただきたいと思います。

○山谷国務大臣 本改正案は、金融機関等の事業者に対し、疑わしい取引の届け出の該当性を判断する際に一定の方針をとることを求めるなど内容とするものであり、一定の負担は生じるもの、効果的なマネーロンダリング対策を実施する観点から必要な改正と考えております。

また、本改正案では、毎年、取引の種別ごとにマネーロンダリングに悪用されるリスクを国家公安委員会が評価することとしており、その結果を踏まえて、主務省令を定めるに当たっては、リスクが低い取引について顧客管理措置を簡素化するなどの負担軽減についても検討することとしております。

○河野(正)委員 利便性と犯罪防止というのは相

反するところもあって、非常に大変な問題だと思いますが、しっかりとやつていただきたいと思います。

時間が来ましたので終わります。ありがとうございました。

○井上委員長 次に、松田学君。

○松田委員 次世代の党の松田学です。よろしくお願いいたします。

この法案そのものは、犯罪者の側に立たない限り、基本的にやらねばいけない法案だと思いますので、この法案の是非よりも、むしろ、今回、せっかくの機会ですので、治安を担当している大臣としての基本的な姿勢を何点かお伺いさせていただければと思っております。

実は、私、旧大蔵省の出身で、国際金融局で外為法を担当しているところにいたときに、このFATFがまだできて間もないころなんですが、九〇年に四十の勧告を策定して、その後、九一年

に思つたりするんですけれども、資金洗浄対策も含めて、一方では厳しく、犯罪の防止の観点からやつていかなければいけないと思いますので、今後、本人確認等がさらに厳しくなるのか、銀行の手続等についてこれまで以上に大変なことにならないのかということを、国家公安委員長、お答えいただきたいと思います。

ごろ、この会議によく出席をしていたという経験があります。

当時、日本ではそれほど、マネロンに対する意識が余りなくて、私は、経済官庁に入つたつもりが、なぜ犯罪対策の仕事をしているんだろうといふような違和感すらあつたような感じで、非常に日本の意識は薄くて。

この会議に出るたびに、欧米各国から相当厳しい要求を各国に対してしてくる。日本に対しても、例えは二万ドル以上の送金については全部モニタリングしろとか、そういうことを言われて、二ターリングしろとか、そういうことを言つた。当時、大蔵省の銀行局の人なんかと一緒に行つたんですが、とてもこれは日本の銀行家がのめる案ではないといって反対をしたりとか、そんなことをして、のらりくらり対応していたような記憶がございます。

その当時は大分状況も変わってきたわけでした

て、そのときに私が感じたのは、同じ自由市場経

済を基本とするアメリカも、結構民間に対するモニタリングとか監視とかは厳しくやっているんだ

な、日本は余りそういう意識はないなというふうに思つていたんですけど、後で議論しますけれども、ここも大分変わってきてると思います。

そもそも日本で、FATFが求めてる国際標準並みのマネロンチェック体制までは余り必要がなかつたんじゃないかという判断が、ようやく今般法案が出てるんですけど、これまでそういう判断がなされたきたということも、ようやく今までのFATFが求めてるんですが、これまでそういう判断がなされたきたという背景があつたんじゃないかな。もしそうだとすれば、今般いろいろな規制強化をしますが、実効面でこれによつてどの程度の意味があるのか。

単に海外から言つておつき合いでやつているところにならないかどうかという、その辺の実態的な意味合い、法改正をどうしてもやらなければいけない実態面での何かの事情変化とか、あつたんじゃないかな。もしそうだとすれば、今般の国に比べるといわゆる切迫感が余りないという現状はあるんでしょうかども、国際標準を

やるというのは必要なことなので、これは大いに賛同するわけです。

ここで、ちょっと国家としてのリスク管理の問題について大臣の所見を伺いたいんです。

日本もそうですが、いわゆるレッセフェールといいますか、自由放任という経済システム、社会

システム、自由主義経済ということであつてきた

のですが、どうも二十一世紀を迎えるころから状況は変わってきたんじゃないかなというふうに認

平成二十年のFATF対日相互審査における指摘事項を踏まえるとともに、国内のマネーロンダリング事犯の実態を考慮しつつ、政府としての方針を関係省庁と協議し、関係団体等の意見を伺いながら、我が国としてバランスのとれた実効あるマネーロンダリング対策を講ずるという観点から、平成二十三年には犯罪収益移転防止法を改正し、取引時の確認事項を追加するなどの対応を行つてまいりました。

この改正がFATFの指摘事項に対応したものであることをFATFに対し繰り返し説明したものの、国際的なマネーロンダリング対策の強化が求められる中、厳しいフォローアップが行われ、結果として、FATF勧告で求められている顧客管理等の事項が法令に明記されていないなどの指摘を受けているところでございます。

このため、本年六月、FATFから我が国を名指しして、マネーロンダリング対策の不備に迅速に対応することを促す声明が公表されました。こうした状況を踏まえて、FATFから指摘されている事項に早急に対応するとともに、より効果的なマネーロンダリング対策を講ずるべく、今回の改正案について審議をお願いしているものであります。まして、法整備が必要だというふうに思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○松田委員 恐らくまだ日本は、テロリストとかマネーロンダリングとか、そういう実態がそれほどない、ないと言つたらあれかもしれないが、ほかの国に比べるといわゆる切迫感が余りないという現状はあるんでしょうかども、国際標準をやるというのは必要なことなので、これは大いに賛同するわけです。

ここで、ちょっと国家としてのリスク管理の問題について大臣の所見を伺いたいんです。日本もそうですが、いわゆるレッセフェールといいますか、自由放任という経済システム、社会システム、自由主義経済ということであつてきたのですが、どうも二十一世紀を迎えるころから状況は変わってきたんじゃないかなというふうに認

識しております。

リスクに対する認識を非常に高めなければいけない。そういう意味で、私は、国家の役割が非常に高まつてきてるんじゃないかなという気がしているんですが、ただ、なかなかこの発想の転換が日本はできないできたんじゃないかなという気がします。その結果、平時の発想でいて有事の対応が非常におろそかになつてきたということを繰り返してきたというふうに思います。

それを私が最初に認識したのが、かつての不良債権問題。住専に対して六千八百五十億円の公的資金の投入というのを御記憶かもしれません。あれも住専を救済するのかといつて当時大騒ぎになりました。ただ、あれはあくまで、農協等から住専に相当資金が出ていた、農協に対する預金者を保護する、預金者保護というのが本当に必要なものなのですが、なかなか国民に理解されなかつたんです。その後、大手銀行の破綻で、その後に長銀の破綻等々を経て、六千八百五十億円の百倍の七十兆円ぐらいの公的資金枠が用意される。ばたばたっと日本も、いわゆる金融のシステムクリスクに対する世論の理解も進んできて、そういうものが後追い的に整備されてきたというふうなことをずっと私も観察してきたわけです。

やはり、国家全体のシステムの問題ということを考えると、有事というとすぐ戦争のことと皆さんは想像するんですが、いろいろな意味の有事というのがあつて、有事に対する備えというのはまさに国家そのものの役割だらうと私は思つております。

二十一世紀を迎えた最初の年、二〇〇一年に同時多発テロが起きました。私、当時、関税局で課長をやつていたんですが、首相官邸にテロリストの情報が入るたびに関係省庁の課長が集まつていろいろな情報交換、分析をしたりといふことがよつちゅうありました。まさに、もう日本は有事に入つたんだなというような認識もしてました。當時、税関に顔認識システムというのを導入し

たんですが、私は、大阪の方の朝日新聞の一面の記事に、松田学、とんでもないやつだ、顔認識システムという個人情報を侵害するどんでもないやつだとさんざん書き立てられたことがあります。今はもう、顔認識システムは税関では当たり前だらうと思いますが、やはりリスクに対する國民意識というのもなかなかついてこなかつたんじゃないかなという感じがします。

それが一挙に出てきたのが、やはり二〇一一年の東日本大震災。これはよく言われるように、テールリスクという概念が出てきたわけですね。なかなか確率は低いけれども、一旦起つたら取り返しのつかないことが起つるリスクというか、それに対する備えということが非常に認識されてきているんじやないかと思います。

ある意味で、太平洋ブレートが変化して首都直下型地震とか東南海大地震が起つりやすくなつてあるとか、あるいは一方で、地球温暖化があるのかゲリラ豪雨とか、いろいろな意味での災害も非常に、先般は火山の噴火まであつたということ

で、何が起つるか、起つたら大変だ。

ある意味では、私も、財政もテールリスクといふことを考えなきやいけないかなと。別に消費税を来年に先延ばししてもマーケットで国債を売られるリスクはそんなにないよと言つても、もしかしたらそのリスクがあるかもしれない。やはりそれに備えるのも広い意味で有事対応の一環ではないかというふうに私は思つております。もちろん安全保障や治安も全くそうでございますが、これについて、やはり、国家としてのリスク管理を強化していくと、自由な市場に對して政府の介入というのはどうしてもふえていかざるを得ないわけであります。これは、本来、民間の自由に委ねるべき市場原理に基本的に反する面があるの

で、市場が国家かという対立軸。あるいは、近年でいえば、中国との関係でいうと、尖閣が経済か、尖閣を守るということと経済を大事にする、そのあたりがいろいろな対立軸になつて、これはいろいろ悩ましい問題もあると思うんですけれど

も、大臣は、こういつた対立軸に關して、兩者を調和させるどういうふうな論理を組み立てているか、ちょっと基本的な点をお聞きしたいと思います。

○山谷國務大臣 哲學性を含んだ大きな問題提起でありまして、國家としてリスク管理を問われる状況にあることは御指摘のとおりであります

して、そうした状況下で、経済活動について一定の規制を設けるべきとの意見がある一方で、規制緩和を含め、民間の自由に委ねるとの市場経済の基本原則を尊重すべきものであるという意見もあります。

こうした市場が国家かというお尋ねにつきましては、國家公安委員会委員長の立場から、御指

ることは差し控えたいのですが、あえて私の思うことを述べれば、政府が一体となつて、両者のバランスを十分に考慮して、適正な対応策を講じていくことが重要であると考えております。

○松田委員 先般沖縄に行つてまいりましたとき

に、中国の方々が結構不動産を購入しているんじゃないかと。大臣も御案内のとおりかと思いますが、石垣島の港のあるマンションの部屋は中かう海上保安庁の船を監視できるんじゃないとか、あるいは、西表島に行きますと、海岸のすぐそばの小さな土が盛つてある小島のところが、あれは人民解放軍関係の人が土地を買おうとしているんだとか、どこまで本当の話か私もよくわかりませんが、ただ、そういう土地取引、不動産取引についても、やはり安全保障という観点から国が一定のことをやつていかなければいけないといふのも一方で事実だらうと思つております。

世界的にはWTOといった国際ルールがありますから、投資は自由であるということになつていらうのですが、アメリカなんかの事例を見ても、外國投資・国家安全保障法、旧エクソン・フロリオ

条項というのがございまして、御案内のとおりですが、外國資本による合併や買収あるいは取得案件に対しまして、基本的に、直接投資はできるだけアメリカに入つてくださいよとやりながらも、他方で、そういう国家安全保障上の観点から大統領がこれをいわゆる拒否する買収案件なんかを拒否することができるという仕組みがあるわけですね。

日本の場合、やはり、こういう時代になつてま

りますと、全くこの点でも自由という観点だけではないのかどうか。現行でも外為法に基づく規制というのがあると思いますけれども、それも含め

て、現状の規制で十分なのかどうか。特に外国人による不動産取引については、国益の観點から

立法措置というのが、これは日本維新の会の時代

に土地取引等の規制に関する法案というのを出し

ていますけれども、大臣の所見をちょっとお伺い

できればと思います。

○山谷國務大臣 自民党にも安全保障と土地法制

を考える勉強会というのをございまして、やはり

さまざま各党あるいは国民の議論の深まりを期

待するところがありますが、外為法による対日直

接投資等に関する規制についてのお尋ねについて

は、所管外でござりますので、お答えは差し控え

たいと思います。

○松田委員 有事といいますと、一般に軍事的な

有事というのがよく言われるんですが、私は、先

ほどもちよつと触れましたが、もつとかなり幅広

い概念で有事というものを捉えていかなければい

けないのかなと思っております。

戦争以外にも、サイバー攻撃というのも含まれ

るでしょうし、あるいは大災害、あるいは広範囲

にわたつて治安が乱れたり社会秩序が混乱する、

国民の生命や財産が脅かされるような事態など

のは、これは疫病とか、急激な環境汚染とか、食

料、エネルギーなど物資の途絶なんかも広い意味

での有事に含まれている。こういう場合は平時の

統治体制ではなかなか対処できないので、特に一

刻も早い対処が求められるときには、国家緊急事

態ということについて考えていかなければいけな

いような気がいたしております。

国家緊急事態に至るまでもなく、例えば、国家基盤が破綻していくこととも、ある意味で、平時において有事に備えるための重要な国家の機能、例えば、社会保障や財政が破綻するとか、治安体制が破綻するとか、国民の健康や生命保護が破綻するとか、物資供給システムが破綻するとか、いろいろな破綻があり得ると思うんですが、その破綻を防止するということは平時ににおける有事対応だろうということで、この観点からもう少し国家の機能をしっかりと確立していくことを積極的に議論すべき局面に至つてはいるんじやないかと私は思つています。

特に憲法との関係で論じられるのが国家緊急事態。これは、国民の権利に一定の制約を加えると何か、平時には法的に授権されていない行政権限を与えるとか、あるいは、いわゆる超法規的な予算措置を講ずるとか、憲法の一部を停止して超法規的措置をとる。これを憲法に規定している国も結構多いわけですが、そういうふうな憲法の議論も一つ私は思つています。

○松田委員 有事の発動というのは当然に予定され

ているものであつて、そのための手続をきちつと

整備しておくべきであるという議論も一方である

と思いますが、こういつたわゆる有事法制、あ

るいは憲法の問題も含めて、治安を担当する大臣

から、どんなふうにお考えになつてはいるか、お聞

かせいただければと思ひます。

○山谷國務大臣 有事法制の整備についてでござ

いますが、先般閣議決定された、「國の存立を全

く、國民を守るための切れ目のない安全保障法

の整備について」は、我が國を取り巻く安全保

障環境がますます厳しさを増す中で、いかなる事

態にあつても國民の命と平和な暮らしを守り抜く

ためのものと承知しております。

この閣議決定に

より、いかなる事態にもすき間なく対応すること

が可能となり、抑止力が高まるものと考えており

ます。

いざれにしましても、警察においても、政府の取り組みに参画する形で、危機管理のための制度及び体制のさらなる充実に努めてまいるところでございます。

さらに、憲法に緊急事態条項を盛り込むということについての御言及がございましたけれども、大規模な災害が発生したような緊急時における国家や国民の役割を憲法上どのように位置づけるかについては、大切な課題だと認識をしております。

憲法の改正については、国民の中での議論がさらに深まっていくことが何より大切と考えておりますし、私としましては、その議論の深まりや憲法審査会での検討を見守つてまいりたいと思います。

○松田委員 ちょっと次は答えていく問題かもしませんが、十月二十九日、先般、我が党の三宅博議員が衆院法務委員会で法務大臣に対してした質疑ですが、朝鮮総連です。

この朝鮮総連という、拉致事件に関与してきたのが、かつての朝銀信用組合。これに対して一・四兆円の公的資金を日本政府は投入したということが明白なところに對して資金を提供してきたのが、かつての朝銀信用組合。これに対し

て朝銀信用組合を日本政府は投入したと質疑です。朝銀信用組合は、犯罪の成否は個別に判断されるので答えは差し控えると。まあ立場上、そういう答弁になるのは当然だと思いますけれども。

こういった事例において、当時、本当にそこまでして朝銀信用組合を公的資金で救済する必要があつたのか。これは信用秩序にも大きな影響を与えるような事例でもなかつたし、むしろ、こういったケースは国家安全保障の方を優先されると思いますが、いわゆる治安、公安を担当する大臣として、どんなふうに受けとめられているでしょうか。

○山谷国務大臣 他の金融機関と同様に、預金保

險法に基づいて、この法律の目的であります預金者保護等の観点から実施されたというふうに考えておりますが、御指摘の件について、つまり、そのような法令の規定につき、預金者保護等の

観点から適切に対処されたと考えております。○松田委員 一通り、いろいろ聞いてまいりましたが、もう一つ。これは治安の観点から見てどうかということで、個人情報。

今度、マイナンバーがいずれ導入されるんだけれども、日本では、この個人番号制が入るのに、私が大蔵省に入つてかかわってきたころからもう三十年近く、長い長い時間がグリーンカードのころからかかって、ようやく法案が成立したといふことであります。どうも日本人の間には、政府にプライバシーを監視されるとかそういうアレルギーすら、いろいろな声が上がっている。私は、これは戦争のときのトラウマがまだ日本の国民に根づいているのかというような気もしますけれども、こういったトラウマから脱却することも

戦後システムからの決別ではないかと思っており

ます。

昨年、内閣委員会で北欧に視察に行きましたときに、スウェーデンでは個人情報は国税庁が全部

管轄しているんですねが、企業なんかもその個人情報というものを活用でき、例えば、子供が生まれて登録して、そしてしばらくたつと、おむつの販売業者から情報が届いて、どうですかというような、そういうことがあるという話を聞いて、我々視察団の方から、そういうことをやつている

と悪用されないのかという質問が出たら、国税庁の担当者は何のことを聞いているのという感じで、つまり、利便性があるからいいじゃないかという感じじなんですね。

常に、余計に強いような感じがしております。

むしろ、国には国民の生命と財産をしっかりと守つてほしいという要請があつて、やはり日本はその意味でも平和な国なのかなという感じがした経験がございます。

特にスウェーデンの場合は、いわゆる住民登録がござります。今般、いわゆるマネロンについても、いろいろな意味で、いろいろな取引に対する管理というのがなされるわけですが、スウェーデンでは、資産の取引は、不動産まで含めて全部、個人番号がなされないという仕組みになつてゐるんですね。ここまで徹底してやると、いろいろな意味で

の社会の信頼感とかが出てくると思うんです。今般の法改正で、マネロン対策、本法案の目的達成の上で、これをどういうふうにマイナンバー制度と結びつけて、マイナンバー制度を活用していく可能性があるのかどうか、預金や金融資産にも拡張してこういったことをやつしていくべきかどうか、大臣としての所見をちょっとお伺いできればと思います。

○山谷国務大臣 マイナンバー法は、マイナンバーの利用を、法律または条例に定める社会保

障、税及び災害対策に関する特定の行政事務に限

り、現状では、犯罪収益移転防止法の取引時確認等にマイナンバーを利用することはできないものと承知しております。

一方で、マイナンバーの利用範囲の拡大について、恐らくヨーロッパ全体がそうだと思いますが、こういった面での国家に対する基本的な信頼

が、昔、私が大蔵省国際金融局でこの担当をしていたときに、ちょうど湾岸戦争のころだったんですけど、当時は外為法の規定がまだ不十分でした。イラクの資産凍結を各国がやるときに、例えば大統領命令とか大蔵省指令なんかでどんどん凍結していましたが、大蔵省が行政指導で凍結をしていたんですけど、大蔵省が行政指導で凍結をしていたという時期があつたわけですね。その後、国会で決議があつて凍結をいたんだですが、あのとき、なぜそういうことができたかといふと、当時は為銀主義といいまして、もう私が言うまでもないことですが、外国為替公認銀行に資金の対外取引を全部集中させて、そういう特別な地位を与える見返りにいろいろな義務を負わせていました。チエックの義務を負わせていました。ある意味で効率的な体制をやつていたんですが、その後、為替の自由化で、そういう体制も全部今はないわけです。

そうなるべくと、現状でどうやって、今回のマネロンも含めて、為替についての平時における有事対応というか、日常やはりこういうのをきちんとチエックしていないと、いざ有事のときも対応できないし、資産凍結をしても実効を上げることはできません。

金融機関に対する検査監視体制も、かつては国際金融局が、為替検査官というのがいて、その観点で専門的に検査していたんですが、それが一旦統合されて、いわゆる財務の健全性の一環としてやれという話になつて、その後、金融庁と財務省に分かれて、財務省は財務省でやつてあるんでしょうけれども、現状において、金融機関に対する検査監視というのは、この点ではかつての為銀主義がとられたところに比べて十分なものかどうか、政府委員で結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○可部政府参考人 現在の外為検査につきましてのお尋ねでございます。

外為法の六十八条などに定めます立入検査によりまして、現在、資産凍結などの経済制裁に関する確認義務、外国為替取引に関する通知義務など、外為法令などの諸義務の遵守を確保することを目的に外国為替検査マニュアルに従つてこれを行つてはいるところでございまして、平成二十五年度は百六十七先の金融機関などに対しまして検査を実施いたしました。

委員御指摘のとおり、平成十年四月改正前の外為法におきましては、適法性の審査に加えて、外國為替銀行が外国為替業務を行うに足る国際的信用と能力を有しているかどうかについてもあわせて検査を行つていたところですが、現在の外為法におきましては、資産凍結などの経済制裁に重点を置いて、法に定められた諸義務の遵守状況を確認しているという内容になつてございます。

このため、平成十年の法改正前と比較いたしますと、御指摘のとおり、検査の対象が外國為替公認銀行に限定されなくなつた、一方で、検査の内容につきましては、外為法令の諸義務の遵守状況の確認に集中ができるという状況にございます。

こうした状況を踏まえながら、私どもとしても、検査の効率性、効果の向上を図るために、例えば早期の是正が必要な不備事例を発見した場合には、次回検査を待つことなく、早期に不備の是正を求めていく早期対応措置を導入するなどして努めているところでございます。

○松田委員 もうあつという間に時間が過ぎてしまいまして、まだほかにもいろいろ聞きたいことがあつたんですが、ぜひリスク管理ということを、非常に重要な国家的な課題になつておりますので、後追い的に何かが起つたから何かをやるというんじゃないなくて、大臣におかれましても、そういう観点から、積極的に国家のリスクに対してもうやつて対応していくかについてお力を發揮していただければと思います。

以上です。どうもありがとうございました。

○井上委員長 次に、三谷英弘君。

○三谷委員 みんなの党の三谷英弘です。

本日は、山谷大臣に御質問させていただきますけれども、小笠原諸島におきまして本当に多数の中国の漁船が押し寄せてはいるというような状況の中で、恐らく山谷大臣は非常にそちらの問題にも関心を強くお持ちであるうというふうに思いますけれども、きょうは法案質疑ということなので、その点につきましては日を改めて質問させていただきました、中身について質問をさせていただきたいというふうに思つております。

まず、FATF勧告というものがあります。FATFのホームページにも、「FATFコードオブンジャパンツーエナクトアディクエトアンタイムマネーランドリーニングアンドカウントテロリストファイナンシングレジストレーション」、こういうタイトルで、一つのページを割いて、日本に対してしっかりと要求したというようなことが載つてあるということで、これは必ずしも日本にとってよいことではないというふうになつておるんですけども、この点について、日本政府としてはどのようにお考えでいらっしゃいます。

そこで、四点挙げられております。先ほど来た質問を聞いておりまして、日本の対応が遅くなつてしまつてはいる理由というのは何となくわかっていますので、時間も限られておりますので、その先について質問させていただきます。

今回FATFから指摘を受けていた四点について、今回二つの法案をこの内閣委員会では準備しているわけですねけれども、これで日本の政府の対応としては足りるというふうに考へているのかどうか、その点についてお答えいただきたいと思います。

○可部政府参考人 ただいま御指摘ございましたように、FATFが本年六月に公表いたしました我が国に対する声明の中では、四点の法制上の不備を指摘しております。

このうち、顧客管理につきましてはただいま御審議いただいております犯罪収益移転防止法改正法案によりまして、またテロリストの資産凍結につきましては国際テロリストの財産凍結法案によりまして、またテロ資金供与の犯罪化につきまし

ては法務委員会で御審議いただいておりますテロ資金提供処罰法改正法案で対応を進めることができます。

○三谷委員 今お答えいただきましたけれども、三つの点については対応しているということだと思いますが、四つ目の点、ザ・フェイリア・

ツー・ラティファイ・アンド・フリー・インプリメンツ・ザ・パレルモ・コンベンション・パレルモ条約への対応というのがまだできていないといいます。

○三谷委員 世界で百八十二カ国が締結している

条約ですから、主要国は大体締結しているというふうになつておるんですけども、何でそれ

が日本でなかなか締結できていないのか。そこら辺について、平成十五年から十七年の三ヵ年だつたと思いますけれども、そこでなかなか法案成立に至らなかつた理由みたいなものがあれば、ぜひともお答えいただければと思います。

○上富政府参考人 御指摘のとおり、パレルモ条約犯罪と闘うことは重要な課題であります。同条約の締結に伴う法整備も重要であると認識しております。

○三谷委員

世界で百八十二カ国が締結している

条約ですから、主要国は大体締結している

百八十二カ国が既に締結していると承知しております。

○三谷委員 いや、本当に、これが本質なんだと思うんですね。いわゆる共謀罪というものに対し、どのようにそれに向き合っていくのかという

ことは非常に重要な課題であるというふうに考えてございます。したがいまして、そのための国内法整備も重要な課題であると考えております。

また、いわゆるパレルモ条約は、現在、世界で

百八十二カ国が既に締結していると承知しております。

○三谷委員 いや、本当に、これが本質なんだと思うんですね。いわゆる共謀罪というものに対し、どのようにそれに向き合っていくのかという

ことは非常に重要な課題であるというふうに考えてございます。したがいまして、そのための国内法整備も重要な課題であると考えております。

また、いわゆるパレルモ条約は、現在、世界で

百八十二カ国が既に締結していると承知しております。

○三谷委員

世界で百八十二カ国が締結している

条約ですから、主要国は大体締結している

百八十二カ国が既に締結していると承知しております。

○上富政府参考人 過去のさまざま御懸念については、提出した法案においてそれらの行為が不法に處罰されるということはないと承知しております。

○三谷委員 いや、本当に、これが本質なんだと思うんですね。いわゆる共謀罪というものに対し、どのようにそれに向き合っていくのかという

ことは非常に重要な課題であるというふうに考えてございます。したがいまして、そのための国内法整備も重要な課題であると考えております。

世界で百八十二カ国が既に締結している

条約ですから、主要国は大体締結している

百八十二カ国が既に締結していると承知しております。

○三谷委員 いや、本当に、これが本質なんだと思うんですね。いわゆる共謀罪というものに対し、どのようにそれに向き合っていくのかという

問題が一つ、なぜか大きなテーマというふうになってしまっているんですけれども、こういう世界でも当たり前の、一般的な思想、良心を罰するものではなく、そういう極めて限られた犯罪的な対象が限定されているものに対して、なかなかそういうものを处罚化、法律に落とし込むことができていないということは、FATFに対して対応するということだけではなくて、日本の態度として、やはりこういう反社会的な勢力とはしっかりと日本も闘っていくんだというような姿勢を見せるためには、これはどうしても必要なんじゃないかというふうに思つております。

安倍政権におきましては、昨年も、特定秘密保護法という、一般的には非常にいろいろな評価がなされたものではありますけれども、日本の国益にとつて非常に重要であるというふうなことで進められたというふうに私は理解をしております。

私も、衆議院におきまして、特定秘密保護法に関しては、党が割れるというような経験もいたしました。

しっかりとパレルモ条約を担保する、実施するための法律についても、ぜひとも前向きに検討しましたけれども、しかしながら賛成をさせていただきました。

この点、大臣のお考えをお答えいただければと思います。

○山谷国務大臣 総合的にさまざまなお議論の中で

今検討されていると承知しております。

○三谷委員 そういうふうなお答えになるんだ

は思いますけれども、本当に大事なものは大事だ

というふうに我々も考えておりますので、ぜひと

も積極的に検討を重ねていただければというふう

に思います。

それから、具体的な法案の中身に移らせていました

だきますけれども、まず、今回の改正点ではない

んですけれども、犯罪収益移転防止法というものについてなんですが、対象となる主体が、例え

ば、銀行ですか、また弁護士も、さまざま

なってしまっているんですけれども、こういう世界でも当たり前の、一般的な思想、良心を罰するものではなく、そういう極めて限られた犯罪的な対象が限定されているものに対して、なかなかそういうものを处罚化、法律に落とし込むことができないということは、FATFに対して対応するということだけではなくて、日本の態度として、やはりこういう反社会的な勢力とはしっかりと日本も闘つていくんだというような姿勢を見せるためには、これはどうしても必要なんじゃないかというふうに思つております。

これは、世界的に見ればどうなのかということ

について、まず一つの例ということで、例えばア

メリカではどうかということをお答えいただけれ

ばというふうに思います。アメリカにおいての弁

護士というものが同じような通報義務を負つてい

るのかということについて、お答えいただきたい

と思います。

○樹下政府参考人 FATFに加盟している国、地域

のうち二十五の国、地域におきまして、弁護士に

対する疑わしい取引の届け出義務が法制化されて

いるところでございます。

具体的には、イギリスやフランス、ドイツと

いったEU諸国や、香港、シンガポールにおいて

は、弁護士に對して疑わしい取引の届け出義務が

課されているところでございます。

なお、アメリカにつきましては、弁護士に疑わ

しい取引の届け出義務は課しておりませんけれど

も一万ドル以上の現金を受領した場合の報告が

課されているところでございます。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○三谷委員 今お答えいただきましたとおり、例

えばということで、アメリカ、シンガポールとい

うことでの事前に通告させていただいて、確認をし

ていただきましたけれども、これから日本において

出できたら負うのかなというふうには思つております。

○三谷委員 つまり、今お答えいただきましたと

おり、カジノ事業者に対する規定はあるけれど

も、パチンコ事業者に対する規定はないということ

なんですが、では、このパチンコというものを

どのように位置づけるのかと、いうようなことにな

るんだろうというふうに思つております。

警察庁の立場といたしまして、パチンコがカジ

ノ業者であるという認定は現時点で難しいとは理

解はしておりますけれども、しかしながら、世界

的に見ればどうかという話なんです。実態を見て

判断をするわけです。全て、三店方式だからあ

れはカジノに当たらないというような話を世界が認

めるかどうかということをこれは考えていただき

たいんですね。しっかりとこの今のパチンコ業者の

実態なりなんなりを見ていただければ、これは

FATFだって、やはりこういったものは規制し

なきやいけないんじやないかというような話で、

声を上げてくるかもしれないです。

また、そういうところを、今回、こうやって

せつからFATF勧告が出て、不名誉なことです

よ、日本だけが取り上げられて、四つの点がまだ

整備できていませんと。その一つは現時点で難し

いにしても、残り三つは対応したからいいですと

いう話で今後一切通るならいいんですけども、

このやはり一番大事な部分が欠落しているとすれ

ば、大事な部分というふうに認められないかもし

れないんですけども、またぞろFATFから、

けれども、世界的に見て、カジノを運営されているところに關しては、こういうような義務といふのを負つているというふうに理解をしてよろしいのでしょうか。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ事業者は、一定規模以上の取引を行う場合

に顧客管理措置を実施しなければならないといふふうにされているところでありまして、カジノ事業者につきまして、そのような義務づけをしている國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○三谷委員 つまり、今お答えいただきましたと

おり、カジノ事業者に対する規定はあるけれど

も、パチンコ事業者に対する規定はないということ

なんですが、では、このパチンコというものを

どのように位置づけるのかと、いうようなことにな

るんだろうというふうに思つております。

○三谷委員 つまり、今お答えいたしましたと

おり、カジノ事業者に対する規定はあるけれど

も、パチンコ事業者に対する規定はないとい

うのでござります。

○三谷委員 ちょっと今お答えについてもう一度

確認させていただきたいんですけども、FAT

F勧告において規定されてしまふんですけども、

なんですが、パチンコ當業とはということで、明

示的に除外をされているんでしょうか。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

ますけれども、パチンコに関する規定はないとい

うことでござります。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ

事業者につきまして、そのような義務づけをして

いる國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○三谷委員 つまり、今お答えいたしましたと

おり、カジノ事業者に対する規定はあるけれど

も、パチンコ事業者に対する規定はないとい

うふうに思つております。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

ますけれども、パチンコに関する規定はないとい

うことでござります。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ

事業者につきまして、そのような義務づけをして

いる國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

ますけれども、パチンコに関する規定はないとい

うことでござります。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ

事業者につきまして、そのような義務づけをして

いる國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

ますけれども、パチンコに関する規定はないとい

うことでござります。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ

事業者につきまして、そのような義務づけをして

いる國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

ますけれども、パチンコに関する規定はないとい

うことでござります。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ

事業者につきまして、そのような義務づけをして

いる國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

ますけれども、パチンコに関する規定はないとい

うことでござります。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ

事業者につきまして、そのような義務づけをして

いる國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

ますけれども、パチンコに関する規定はないとい

うことでござります。

○樹下政府参考人 FATF勧告におきまして、カジノ

事業者につきまして、そのような義務づけをして

いる國はあるというふうに聞いております。

○三谷委員 そういう國があるというふうなお答

えでしたけれども、より明確に。

では、アメリカそしてシンガポールではどうで

すか。お答えください。

○樹下政府参考人 アメリカ、シンガポールにつ

きまして、マネーロンダリング対策のため、カ

ジノ事業者について、一定の場合の取引時確認や

疑わしい取引の届け出義務を規定しているものと

いうふうに承知をしております。

○樹下政府参考人 パチンコ當業ということで除

外をされているということではございませんで、

一定の顧客管理措置を実施しなければならない事

業者の中に、カジノ事業者についての規定はあり

日本は対応が不備だ何だというふうに言われて恥ずかしい思いをしなければいけないというようなことを、ぜひともここはしっかりと捉えていただきたいというふうに、これはもう私の意見としてお願いをさせていただきます。

時間も限られていますので、この点はこの程度で、また別の機会にというふうに思つております。

それから、三つ目の点について伺いたいと思います。

国際テロリストの財産凍結法についてなんですが、これでも、こちらに関して、いろいろな今回の法律のたてつけは勉強させていただきましたが、見る限り、そういうテロリストが持つている財産を仮領置するんだというようなことで、テロリストの手元に財産を持たせないようにするというふうな話が主眼なのかなというふうには思つております。

しかしながら、このテロリストの手から第三者にお金が渡つたときというのは、これはもう渡り放題なんだと思うんです。その点について、この法案を見る限りは、第三者からテロリストに対してお金が行くことについては、スリーストライク制で規制をされているところですけれども、いっぱいお金を持つてゐるテロリストから第三者にお金が移つたときには、極めて例外的な場合を除いては渡り放題だというふうに理解をしております。その点についてお答えいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 本法案では、仮領置の対象につきまして、「公告国際テロリスト又はこれに代わつて当該規制対象財産を管理する者」ということとされておりまして、この「管理する者」に対しても財産の提出の命令をかけるということにしております。

○三谷委員 その規定の定め方について質問なんですが、これは本気で財産を押さえたいというふうに思つたら、こういう定め方はしないんじゃないかなというふうに思つています。

国際テロリストにかわつて規制対象財産を管理する者、そのかわつて管理するというようなことが実際問題として透明できるのかどうかということが、どういう資料があればそういう疎明ができるというふうにお考えなのかどうか、お答えいただきたいと思います。

○高橋政府参考人 公告国際テロリストにかわつて管理する者であるかどうかにつきましては、公報国際テロリストとの関係あるいは財産を管理している経緯といった個別の事情につきまして、警察としましては、情報収集、分析、捜査活動、実態把握、あるいは外国治安情報機関との情報交換、関係省庁との連携等の多様な手段を講ずることによって判断していくといふに考えております。

○三谷委員 その規制対象財産を管理するところなんですか、これは、今の話だと、その経緯なりなんなりというふうに言つておりますけれども、この定め方だと、外的に取引の事実というものをつくられてしまつたら、普通に言つて、なかなかその規制対象財産を管理するというような形には当たらないというふうに思つます。そうすると、この法律をつくった意味といふのがなくなつちゃうんじやないかというふうに思つんですが、その点について、どのようにお考へでしようか。

○高橋政府参考人 濟みません、ちょっと質問の趣旨がよくわかりませんけれども、我々としては、国際テロリストの資産を凍結する上で、こういう制度で十分だというふうに考えております。

○三谷委員 では、もっとわかりやすく言いますと、要は、情を知つて当該財産を譲り受けた者というふうにすればいいんですよ。

○高橋政府参考人 こういうテロリストが保有している財産だ、もちろん、今回の規制対象ではない、除外事由となる財産はありますけれども、それ以外の部分については、わかつていてそれを譲り受けたんだつたら、やはり仮領置の対象にするぐらいのことをやらないと、本当に実効的に仮領置をしたいと思つております。

ているのか、どうしても、今回、FATFの勧告を受けたから、形だけ法律をつくりましたというふうに見えるんですけども、そうじゃないんであります。お答えいただければ。

○高橋政府参考人 形だけつくるというものではございません。実効のあるものにしたいというふうに考えております。

○三谷委員 もう時間もなくなりましたので、これまで終わらせていただきますけれども、ぜひとも、テロリストに余計な財産といつものが転々と移転しないように対応いただければというふうにお願いさせていただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○井上委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党的福田昭夫でございます。

本日は、マネーロンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合であるFATF勧告に基づく法律の改正等について、具体例を交えて何点か質問をいたしますので、簡潔にお答えをいただきたいと思います。

それで質問に入る前にちょっと委員長にお伺いをいたしますが、きょう、私が提出した資料、何か却下されたようありますが、その理由はどういう理由なのか、お答えをいただきたい。

○井上委員長 理事会において協議をしていました結果、今回の案件の法案と直接関係がないといたことで、認められないという結論になりました。

○福田(昭)委員 直接関係ないと、どういうことで判断したんですか。

○井上委員長 理事会でそういう結論が出たといたことです。

○福田(昭)委員 だから、理事会を管轄しているのは委員長でしょ。

○福田(昭)委員 だから、理事会を管轄しているのは委員長でしょ。

では、私の方から言いますけれども、この資料をなぜ出したか。この会社は、いわゆるテロリストでもないけれども、マネーロンダリングをやつ

たんですよ。

いずれこの質問の機会はあるかと思うので、きょうは強く抗議だけしておきますけれども、本来なら、理事会を開いて、もう一回、資料として出されかどか、本当は協議してほしいんですけども、きょうのところはおさめておきます。

いいですか、この会社は、テロリストでもないにもかかわらず、マネーロンダリングをやつてはいる非常に強い会社なんですよ。そこをよく理解をして、しっかりと聞いた上で判断をしてほしいと思います。

それでは、質問に入りたいと思いますが、まず、疑わしい取引の具体例、預金取扱金融機関についてあります。

金融庁は、疑わしい取引の届け出をするために、預金取扱金融機関、保険会社、金融商品取引業者が注意を払うべき取引の類型を例示した「疑わしい取引の参考事例」を示しておりますけれども、それがどのように役立つているのか確認をさせていただきたいと思います。

先ほども申し上げましたが、これは実際に、どうも全くそれが機能していないという事例があるのです。特に、具体例で申し上げる「FATF勧告の参考事例」を示しておりますけれども、それがどのように役立つているのか確認をさせていただきます。

一つ目は、元請業者から下請業者の銀行口座に下請負代金が振り込まれていて、下請負業者が代金を支払つてもらつてないと主張するときは、どんなことが考えられるのか。詳しく言つてくれば、詳しく述べますからね。本来なら下請負業者は元請業者に請求書を出すべきなのに、なぜか発注者に何度も請求書を出していたところなど、どんなことが考えられるのか。

例えば、「真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」の「(二) 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入

出金。」に該当するということはあり得ないのかと
いうことについて、まずお伺いをします。

○坪内政府参考人 お答えさせていただきます。
犯罪による収益の移転防止に関する法律第八条
の規定に基づきまして、金融機関は、取引時確認
の結果その他の事情を勘案して、犯罪における收
益のかかわりがある疑いの認められる取引につい
て、所管行政庁である金融庁に届けることとされ
ているところでございます。

御指摘のケースをどう評価するかという御質問
をいただきましたけれども、ある取引が法律上届
け出の必要な疑わしい取引に該当するか否かとい
うことにつきましては、金融機関が、顧客の属性
等を総合的に勘案しまして、個別具体的に判断
するものであるということでございますので、一
概にお答えすることは困難であることを御理解い
ただきたいと思います。

一般論として申し上げれば、金融庁では、先ほ
ど御指摘にございましたように、「疑わしい取引
の参考事例」を公表しております。例えば、借
名口座であるとの疑いが生じた口座を利用した入
出金、口座名義人である法人の実体がないとの疑
いが生じた口座を使用した入出金などについて、
疑わしい取引に該当する可能性のある取引として
特に注意を払うべきものとして示しているところ
でございます。

○福田(昭)委員 それでは、二つ目ですけれど
も、二つ目は、外国から機械の部品を購入して、
その代金を外国の会社と会社の本部長個人の二カ
所に送金して、しかも会社より個人、本部長への
支払いの額が多額になつていて、これは外
国へ送金して、どんなことが考えられ
るか。一般的に、商取引で代金を支払うときに二
ヵ所に送金することは考えられないが、これは外
国と考えられるのか。

例えば、「外国との取引に着目した事例」の
(六) 多額の信用状の発行に係る取引。特に、
輸出国、輸入数量、輸入価格等について合理的な

理由があると認められない情報を提供する顧客に
係る取引。」に該当しないか。輸入する場合には税

関でちゃんと原票を提出するわけですから、それ
を銀行で照合すればおかしな取引だとわかるはず

なんですが、これについてはどう考えられます
か。

○坪内政府参考人 お答えさせていただきます。

繰り返しになりますけれども、御指摘のケース

をどう評価するかという御質問をいただきました

けれども、ある取引が法律上届け出の必要な疑わ
しい取引に該当するか否かということにつきまし
ては、金融機関が、顧客の属性、取引時の状況そ
の他みずから保有している情報等を総合的に勘案

しまして、個別具体的に判断することを

また御理解いただきたいと思います。

一般論として申し上げますと、金融庁では、ま
た御指摘いただきましたけれども、「疑わしい取
引の参考事例」を公表しております。先ほどお

示しした事例に加えて、例えば、他国への送金に
当たり虚偽の疑いがある情報を提供する顧客に係
る取引ですか、口座開設時に確認した取引目

次に、この取引などに付いて、疑わしい取引に該當する可
能性のある取引として特に注意を払うべきものと
して示しているところでございます。

それで、これは通告していないんですねけれど
も、第八条についてちょっとお伺いをします。

第八条「疑わしい取引の届出等」であります
が、特定事業者は、組織的犯罪処罰法第十条の罪に当
たる行為を行つてゐる疑いがあると認められる場

合においては、速やかに、政令で定めるところに
より、政令で定める事項を行政庁に届け出なけれ
ばならないとありますけれども、行政庁はどこを

指すんでしょうか。金融庁を指すんですか。

○坪内政府参考人 お答えさせていただきます。

この場合、特定機関が金融機関である場合に
は、金融庁に届けていただくということになつて

まいります。

○福田(昭)委員 では、今回のように、銀行がそ
うした振り込みをやつていてということになれば

金融庁に届け出る、こういうことになるわけです
ね。はい、わかりました。

それでは次に、金融活動業部会、FATFの

勧告について質問をしたいと思います。

一つ目は、先ほども質問がありましたがれど

も、今までに実施しなかつた理由について、先ほ

ど元大蔵省の松田委員からは、今まで日本はちや
んとやつてあるから大丈夫みたいな話がありま
したが、その辺、もう一度お答えをいただければと
思います。

○可部政府参考人 お答えいたします。

日本は、平成二十年の対日相互審査以降、勧告

の内容あるいは日本の評価につきまして精査をい
たしまして、いかなる国内法整備が必要かを含め
まして、順次、勧告への対応を進めてまいりま
した。

今御指摘がございました顧客管理に関しまして
は、金融庁の監督指針等によりまして相当程度対
応しておつたところもあるわけでございますけれ
ども、FATFの方からは、勧告で求められてい
る義務を、監督指針などではなく、強制力のある
法令に明記することを求めておりまして、その点
につきまして、依然として義務の一部が日本の法
令で明記されていないなどの指摘を受けていると
ころでございます。このため、警察庁の有識者懇
談会の検討を経て、今回、犯罪収益移転防止法改
正法案を提出させていただいたところでございま
す。

また、テロリストの資産凍結につきましては、
対外取引については外為法で既に資産凍結の措置
が講ぜられているところでございますけれども、
国内取引についてはそうした法制がないというこ
とが指摘をされてございまして、その点について
法制の検討を行い、かつ関係者の権利利益の保護
への配慮等、そうしたことにつきましてもあわせ
て検討をいたしました結果として時間を要したと
ころでございますが、今回、この国際テロリスト
の財産凍結法案を取りまとめまして、臨時国会に
提出させていただいたものでございます。

○福田(昭)委員 それでは、今回、重要な不備で四点挙げてあ
れども、そこに今回、重要な不備で四点挙げてあ
りますよね。一つは、テロ資金供与の犯罪化が不
完全であること、二つ目が、金融及び非金融セク

ターに適用され得る予防措置の分野で顧客管理措置やその他の義務が不十分であること、三つ目として、テロリスト資産の凍結スカニズムが不完全であること、四つ目として、パレルモ条約の締結と完全な実施ができないこと、この重要な四つを踏まえて今回改正をするということに至ったということなんでしょうかね。はい、首を縊に振つてくれておりますので、では、答えてもらいますか。

○可部政府参考人 御指摘のとおりでござります。

○福田(昭)委員 それで、二つ目でありますけれども、今回のFATFの勧告の遵守に対する評価についてであります。

対日相互審査報告書によると、四十の勧告と九つの特別勧告があるわけであります。それらを政府として、先ほど申し上げました四つの重点項目を考へたわけでしょけれども、どう評価したのか。特に、NC、不履行が、四十勧告のうち九件、九つの特別勧告のうち一件あります。それらをどう評価したのか。特に、特別勧告の不履行の対象になつて、国境における申告及び開示を見ると、非常に重要な指摘だと思いますけれども、この辺のところはどんなふうにお考へになつたのか、お答えをいただければと思います。

○可部政府参考人 委員御指摘のとおり、四十九の勧告がございましたけれども、そのうち十の勧告については不履行等々の指摘を受けてございました。

FATFの審査の過程におきまして、このうち、とりわけ重要勧告とされるものについて履行を図るということが優先課題とされておりまして、今回の六月の声明も、そつした重要勧告につきまして四点大きな課題が残つていて、それを指摘しておりますので、その四点について対処させていただきたいというふうに考えてございました。

○福田(昭)委員 今回の私が指摘した具体例も、外国へ送金しておりますから、ぜひ、そういった

意味では、これをしっかりと、特に金融庁には、監督といいますか、管理をしてほしいなと思います。

それで、時間の関係で、三つ目と四つ目は一緒ににお伺いをしたいと思います。

今回の三本の法律案はどう反映させたのか、今回改正で十分なのかどうかということであります。

すけれども、FATFの勧告を受けて今回提出をした犯罪収益移転防止法の一部改正、テロ資金提供処罰法の一部改正、そして国際テロリストの財産凍結法案にそれをどう反映させ、そしてそれでお伺いをいただけだと思います。

○樹下政府参考人 まず、犯罪収益移転防止法関係についてお答えをいたします。

顧客管理の充実に関しましては、FATF第三次対日相互審査におきまして不十分という指摘がなされたところでありまして、今回の改正案においては、疑わしい取引の届け出に関する判断次対日相互審査におきまして不十分という指摘がなされたところでありまして、今回の改正案においては、疑わしい取引の届け出に関する判断の方法を主務省令で定めること、コルレス契約締結の際の確認義務に関する規定を整備すること、取引時確認等の措置を的確に行うための体制整備等の努力義務の拡充を行うことにより、FATFの指摘に応えようとするものでございます。

なお、FATFの指摘事項には政省令により対応することもありますので、本改正の施行準備とあわせまして、関係省庁や業界の御意見を伺いながら検討を進め、必要な措置を講じてまいりたいと考えております。

○上富政府参考人 テロ資金供与の犯罪化に関し

てございますが、テロ資金提供処罰法の一部改正法案については、現在も審議中でございます。

改めて申し上げますが、先ほどの具体的な事例のように、テロリストではないのに、それこそマネーロンダリングをする知能犯がいるということをぜひ皆さんはよく認識して、こうした法律の改

正も踏まえて、しっかりと金融機関の協力をいただくということをやらないとダメだと私は思います。それこそ、外國へ送金されたお金は約一億三千万ですよ。これが不正なお金だと全くわからなかつたわけだから、今回の案件では。こんな多額のお金が外國へ送金されて、しかも、どう使われたかわからぬ。しかも、このお金は脱

税されたお金ですから。それがわからなかつた、これは本当にゆめしき事態ですよ。ですから、ぜ

外国の法制と比較しても遜色のないものであると

いうふうに考えております。

それでは、そろそろ、時間がなくなりましたので、最後の質問に行きます。集団的自衛権の行使容認との関係についてあります。一つ目と二つ

目、あわせて山谷大臣と安保法制担当政務官にては規制されていない旨の指摘を受けております。

この国際テロリストの財産凍結法案におきましては、外為法で規制されている国際テロリストについて、外為法で規制されていない部分の規制を十分なのかどうかという判断を、警察庁、法務省、それから金融庁、財務省、それぞれの立場でお答えをいただけだと思います。

○可部政府参考人 ただいま警察庁並びに法務省の方から御説明申し上げましたように、犯罪収益移転防止法改正法案、また法務委員会で御審議いただいておりますテロ資金提供処罰法改正法案、さらに国際テロリストの財産凍結法案、この三本の法案によりまして、FATFから指摘を受けました四点のうち三点については対応を進めることができるものと考えております。

これらの法案が成立し、関係政省令が整備された場合には、FATFから理解を得られるようになってまいりたいと考えております。

○高橋政府参考人 テロリストの資産凍結に関する問題でございました。我が國の企業や國民が、集団的自衛権の行使を容認することによってテロに遭う機会があえることに対するけれども、テロに遭う機会があえることに対する規制されていない旨の指摘を受けております。

○高橋政府参考人 テロリストの資産凍結に関する問題でございました。我が國の企業や國民が、集団的自衛権の行使を容認することによってテロに遭う機会があえることに対する規制されていない旨の指摘を受けております。

○高橋政府参考人 ただいま警察庁並びに法務省の方から御説明申し上げましたように、犯罪収益移転防止法改正法案、また法務委員会で御審議いただいておりますテロ資金提供処罰法改正法案、さらに国際テロリストの財産凍結法案、この三本の法案によりまして、FATFから指摘を受けました四点のうち三点については対応を進めることができるものと考えております。

○石川大臣政務官 閣議決定についてのお問い合わせであります。先般の閣議決定自体は、あくまでも、我が國の存立を全うし、国民の平和な暮らしを守るために、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない措置として自衛の措置を認めるものでありますので、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を容認するものではございません。そこを御理解いただきたい

改めて申し上げますが、先ほどの具体的な事例のように、テロリストではないのに、それこそマネーロンダリングをする知能犯がいるということをぜひ皆さんはよく認識して、こうした法律の改

正も踏まえて、しっかりと金融機関の協力をいただくということをやらないとダメだと私は思います。それこそ、外國へ送金されたお金は約一億三千万ですよ。これが不正なお金だと全くわからなかつたわけだから、今回の案件では。こんな多額のお金が外國へ送金されて、しかも、どう使われたかわからぬ。しかも、このお金は脱

税されたお金ですから。それがわからなかつた、これは本当にゆめしき事態ですよ。ですから、ぜ

ひ、そういう意味では、しっかりとやつてほしい

などいうふうに思っています。

それでは、そろそろ、時間がなくなりましたので、最後の質問に行きます。集団的自衛権の行使容認との関係についてあります。一つ目と二つ

目、あわせて山谷大臣と安保法制担当政務官にては規制されていない旨の指摘を受けております。

まず、集団的自衛権はどこの国を守るのか、その定義をお答えください。それから二つ目は、我が國の企業や國民が、集団的自衛権の行使を容認することによってテロに遭う機会があえることに対するけれども、テロに遭う機会があえることに対する規制されていない旨の指摘を受けております。

○山谷大臣 ただいま御質問でございました。その二つ、簡潔にお答えください。

○石川大臣政務官 閣議決定についてのお問い合わせであります。先般の閣議決定自体は、あくまでも、我が國の存立を全うし、国民の平和な暮らしを守るために、すなわち、我が国を防衛するためのやむを得ない措置として自衛の措置を認めるものでありますので、他国の防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使を容認するものではありません。そこを御理解いただきたい

改めて申し上げますが、先ほどの具体的な事例のように、テロリストではないのに、それこそマネーロンダリングをする知能犯がいるということをぜひ皆さんはよく認識して、こうした法律の改

正も踏まえて、しっかりと金融機関の協力をいただくということをやらないとダメだと私は思います。それこそ、外國へ送金されたお金は約一億三千万ですよ。これが不正なお金だと全くわからなかつたわけだから、今回の案件では。こんな多額のお金が外國へ送金されて、しかも、どう使われたかわからぬ。しかも、このお金は脱

税されたお金ですから。それがわからなかつた、これは本当にゆめしき事態ですよ。ですから、ぜ

備えをつくつていいことで、紛争の発生あるいはテロのリスクも一層なくなつていいくものと考えておりますので、御指摘は当たらないものと考えております。

以上でございます。

○山谷国務大臣 お尋ねの件につきましては、直接的には私の所管外でございますので、答弁は差し控えたいと思いますけれども、今、安全保障、我が国の安全を守るために、國の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備についての考え方には、防衛大臣政務官がお答えいたとおりでございます。

警察といたしましては、引き続き、関連情報の収集、分析、外国治安情報機関との緊密な情報交換、入国管理局等の関係機関と連携した水際対策、重要施設、公共交通機関等の警戒警備の徹底等の対策を推進し、国際テロの未然防止に万全を期していくよう警察を督促してまいりたいと思います。

○福田(昭)委員 時間が来たからやめますが、そうしたら、集団的自衛権行使という言葉は使わないとです、基本的に間違っていますよ。

○井上委員長 次に、佐々木憲昭君。
○佐々木(憲)委員 日本共産党の佐々木憲昭でございます。

テロは、人の命と人権を踏みにじる、憎むべき犯罪行為でありますし、国際社会と協力して実効ある対策をとっていくことは当然だと思います。今回の法案は、テロリストの国内取引あるいは経済活動を規制するために提案されていると思いまますが、幾つか確認しておきたいと思います。

まず、国際テロリスト財産の凍結に関する特措法案についてであります。この中には、指定された国際テロリストの規制対象財産の仮領置について定められておりますけれども、この仮領置というのはどういうことか、大臣、簡潔に説明していただきたい。

○山谷国務大臣 国際テロリストとして指定さ

では、国際テロリストの財産凍結等の実効性を確保するため、国際テロリストの財産を増加させることとなる一定の行為を許可制により規制することに加え、国際テロリストが手元に所持している

一定の金銭等を都道府県公安委員会が保管する仮

領置の制度を設けることとしております。

具体的には、都道府県公安委員会が、国際テロリストが所持している現金等の財産のうち、生活費等に充てられると認められる部分を除いて、国

際テロリストに対する提出命令を行い、提出され

た財産を保管することにより、国際テロリストが

その財産をテロ行為のために利用することを未然に防ぐこととしています。

仮領置においても、仮領置した財産が生活費等に充てるために必要な場合には、国際テロリストの申請に基づき返還することとしております。

○佐々木(憲)委員 今御説明ありましたように、一度テロリストと指定された場合、財産が事实上没收され、その処分は許可制となりますので、そ

の者の全ての経済活動が監視、制限されるとい

うことになりますね。この効果は極めて大きなもの

があると思います。

その反面、もしも恣意的に濫用されると、これ

は重大な人権侵害を引き起こす可能性もあります。

濫用に対する歯止め、これはどのようになつて

いるでしょうか。

○山谷国務大臣 この法案では、国際テロリスト

の指定は、外為法で規制を受ける者の範囲に限定

して行うこととしており、そもそも、御指摘のよ

うに、警察が恣意的に指定をすることはございま

せん。

また、指定に当たっては、指定を受ける者にそ

の理由を示すとともに、聴聞の手続として意見を

聴取しなければならないこととしているところであります。

現在、既に犯罪収益移転防止法によりまして、銀行が疑わしいと認めた取引の届け出をしている

われですね。警察庁には膨大な情報量が蓄積され

ていると思います。

○佐々木(憲)委員 国際テロリストとして指定さ

ることを知ることにもなる。

仮に本人が指定は不当だと訴えた場合の訴訟費

用、これは規制の対象財産とはならない、こうい

う理解でよろしいですか。

○山谷国務大臣 ならないと。

○佐々木(憲)委員 本人が死亡するとか、あるいは組織が解散したり、指定の要件を満たさなく

なった場合、どうなるか。指定を取り消し、権利を回復する、そういう規定はあるんでしょうか、大臣。

○山谷国務大臣 公告国際テロリストの要件を満たさなくなつた場合、その者の権利を回復する規定があるのかというお尋ねですが、この法案で

は、公告された国際テロリストが安保理制裁委員会の名簿から抹消された場合にはその旨を公告

し、指定の要件を満たさなくなつた場合には指定

を取り消さなければならないこととしており、以

後、この法律による規制を受けることはなくなります。

また、こうした場合には、公安委員会は既に仮

領置された財産を返還しなければならないことと

ります。

○佐々木(憲)委員 テロ対策という大変大事な法

の目的に鑑み、恣意的な濫用がなされないように

することになります。

○佐々木(憲)委員 これで、一定の財産上の権利は回復され

ることになります。

○佐々木(憲)委員 また、こうした場合には、公安委員会は既に仮

領置された財産を返還しなければならないことと

ります。

ていただきたいと思います。

○樹下政府参考人 お答えいたします。

平成二十五年中に国家公安委員会が疑わしい取引の届け出を受理した件数は、約三十五万件でござります。また、国家公安委員会が疑わしい取引に関する情報を捜査機関等に提供した件数は、平

成二十五年中で約三十万件でございます。

○佐々木(憲)委員 これは、年間に約三十万件の情報が、大変な数なんですか、警察庁など

の捜査機関に提供されているわけですね。

過去の累積があると思いますけれども、累計で

これは何件あるのでしょうか、情報として。

○樹下政府参考人 現在、疑わしい取引の届け出

の累計の受理件数は約二百四十万件でございます。

○佐々木(憲)委員 二百四十万件と実に膨大な件

数であります。

この情報は、捜査機関に提供されるというわけ

ですけれども、大臣にお聞きしますけれども、ど

のような捜査機関に対して提供されているので

しょうか。

○山谷国務大臣 疑わしい取引に関する情報の提

供先でござりますけれども、国家公安委員会にお

いては、特定事業者から各所管官庁に届け出の

あつた疑わしい取引に関する情報を集約、分析

し、その結果を検察庁、警察、麻薬取締部、海上

保安庁の四つの捜査機関と、税関、証券取引等監

視委員会に提供しているところでございます。

○佐々木(憲)委員 これは、警察庁だけじゃなく

FATFの勧告を受けて、日本独自でマネーロン

ダリング対策あるいはテロ資金供与対策をとると

いうものであります。

次に、もう一つの、犯罪収益の移転防止法改正

案についてお聞きしたいと思います。

これは、各国が遵守すべき国際基準であります

FATFの勧告を受けて、日本独自でマネーロン

ダリング対策あるいはテロ資金供与対策をとると

いうものであります。

現在、既に犯罪収益移転防止法によりまして、

銀行が疑わしいと認めた取引の届け出をしている

われですね。警察庁には膨大な情報量が蓄積され

ていると思います。

○佐々木(憲)委員 数字を確認したいんですけども、直近の平成

二十五年、二〇一二年の届け出受理件数、それか

ら捜査機関等に提供した件数、これを明らかにし

か、大臣。

○山谷国務大臣 都道府県警察に対し、昨年、疑わしい取引に関する情報を約三十万件提供しているところでございますが、この情報につきましては、都道府県警察においてこれを活用し、検査を行つていると承知しております。

○佐々木(憲)委員 もう少し具体的にお聞きしま

すけれども、まず、件数からお聞きしますが、この三十万件のうち犯罪検査に活用されたのは何件あるのでしょうか。実際に、検査に至った件数、端緒事件数、それから検査に至つた検査に活用した情報数、これを言つていただきたいと思いま

す。

○樹下政府参考人 まず、平成二十五年中に、疑わしい取引に関する情報を端緒として都道府県警察が検査した事件数は、九百六十二件でございます。この端緒事件の検査に活用した情報数は、三千七百八十一件でございます。

また、そのほか、平成二十五年中に、端緒事件の検査以外に活用した情報と、いうものがございまして、端緒事件以外の事件の検査に活用しまして検査に至つた情報につきましては、六百五十三件でございます。検査に至つていなければ、検査結果を暴力団の実態解明等に効果的に活用した情報が、一千百四十一件でございます。これら以外の事件検査に活用した情報数につきましては、十八万八千二百六十九件でございます。

○佐々木(憲)委員 今数字をお聞きしましたが、検査に使われた十九万件、そのうち、実際に端緒事件として検査に使われて、検査に至つたのは六百五十三件で、そのため提供されたのが千百四十一件、それ以外、十八万八千件、約十九万件、これは端緒事件の検査以外に活用した情報数といふことになるわけですね。

これは膨大な数なんですよ。検査に至るまでに使われたのは極めてごく一部でありまして、そのほかの膨大な十九万件弱の情報が活用された、利用されたというわけであります。

全ての都道府県警が、犯罪収益の移転防止法十一条で言う犯罪検査に限定して使つたのか、それ

以外の目的には全く使われていないと言えるの

か、この点、大臣、どうですか。

○山谷国務大臣 犯罪収益移転防止法第十二条第一項において、国家公安委員会は、マネーロンダリング事犯及び組織的犯罪处罚法等に規定する詐欺等の前提犯罪に係る検査に資すると認めるとき

に、疑わしい取引に関する情報を検査機関に提供するものと規定されています。

○佐々木(憲)委員 提供された疑わしい取引に関する情報について、提供された内容に即して必要な検査を行い、その検査結果を事件検査に活用しており、犯罪収益移転防止法の趣旨を踏まえた運用が行われているものと承知しています。

○樹下政府参考人 まえた運用が行われているものと承知しています。

○佐々木(憲)委員 そうしますと、この十八万八千件という、いわば事件の検査以外に活用した情報、以外に活用したというわけですから、これは十二条の範囲内で全て使つて、使用していくかどうか、ちょっと自信がないんですけれども、

○樹下政府参考人 事件検査以外のと、いうところ

なんですか、正確に御質問を理解している

かどうか、ちよつと自信がないんですけれども、

○樹下政府参考人 事件検査以外に活用した情報数といふこと、三千七百件余ど、いうものがござります。それと、端緒事件の検査に活用したものと、

○樹下政府参考人 事件検査以外に活用した情報数といふこと、三

かどうか、ちよつと自信がないんですけれども、

○樹下政府参考人 事件検査以外に活用した情報数といふこと、三

かどうか、ちよつと自信がないんですけれども、

○樹下政府参考人 事件検査以外に活用した情報数といふこと、三

かどうか、ちよつと自信がないんですけれども、

○樹下政府参考人 事件検査以外に活用した情報数といふこと、三

かどうか、ちよつと自信がないんですけれども、

○樹下政府参考人 事件検査以外に活用した情報数といふこと、三

れが適正に活用されているのか、あるいは別の目的に活用されていないか、こういうことは、そうしておりませんと言わざるも、これは我々はなかなか実態を知りませんので、にわかに信じるといふふうになりません。

問題は、各都道府県に三十万件、毎年毎年情報が集まり、累計二百四十万件に達している、それを活用する内規といいますから、あります。

大臣、各都道府県警ごとに、そのマニュアルのようなもの、あるいは内規のようなものはあるんでしょうか。

○樹下政府参考人 都道府県警察に提供された疑わしい取引に関する情報の取り扱いについてといふことの御質問というふうに理解しておりますけれども、これは検査のために提供されたものでございまして、その情報の性質に鑑みまして、都道府県警察において厳重に管理されているものといふふうに承知をしております。

○樹下政府参考人 事件検査以外のと、いうものなんですか、正確に御質問を理解している

かどうか、ちよつと自信がないんですけれども、

○樹下政府参考人 事件検査以外に活用した情報数といふこと、三

させるものとする。

一 取り扱う権限を有する者の範囲

二 電気通信を利用して伝達する場合における注意事項

三 取り扱うことができる場所

四 保存すべき場所

五 前各号に掲げるもののほか、適正な取扱いを確保するために必要な制限に関する事項

大臣、こういうふうな一般的な、国家公安委員会の個人情報管理規則というのが中にはありますから、その中に、各都道府県警に対してこういうことをきちっとやりなさいよというものがあるわけです。

今回、二百四十万件に及ぶ大変な個人情報が集まっています。それに対して全国共通のルールをつくるべきだとここに書いてあるわけですから、きちっとした目的外使用がないようにするそういう規定をつくっていく、これはもう当然のことだと思うんですけれども、大臣としてどのようにお考えでしょうか。

○山谷国務大臣 都道府県警察においては、提供された疑わしい取引に関する情報について、提供された内容に即して必要な検査を行い、その検査結果を事件検査に活用しており、犯罪収益移転防止法の趣旨を踏まえた運用が行われているものと承知しております。

○佐々木(憲)委員 これは各都道府県警が適切に規範というのをござりますけれども、この犯罪検査規範におきましても、検査資料は適切に管理をし、これを保管する必要がなくなつたときは確實に廃棄をすること、電磁的な記録の場合には情報が漏えいしないための的確な措置を講ずることなどが規定されているところでございます。

て行う、国家公安委員会の中にも指摘されているわけですから、これに沿つてきちっと管理していく、これを検討するというのは当然だと思うんですけれども、いかがですか。これで最後にします。

○山谷国務大臣 規定に基づいて的確に講じられるものと思っております。

○佐々木(憲)委員 終わります。

○井上委員長 次に、烟浩治君。

○烟委員 生活の党の烟浩治でございます。

本日最後のパッターになりました、かなりかかる質問もあろうかと思いますが、確認という意味も込めて、改めてお聞かせいたく部分も多々ございりますので、よろしくお願ひいたします。

まず、犯罪による収益の移転防止に関する法律の一部を改正する法律案ということです、今回、九条の改正で、外国所在為替取引業者との契約締結の際の確認義務に関する規定が整備されたということがあります。いわゆるコルレス契約ですね。この契約の締結に際して確認義務の規定の整備がされた。

これを見て私が思つたのは、当たり前のことではないかなと思いました。取引をするのであれば、こういうことは当然確認してしかるべきだと思います。きょうの議論もありましたが、特定事業者は、改正後の九条に掲げた事項について、もう一回確認ですが、確認は行つていらないんでしょうか。あるいは、これは行つていることだとすれば、我が国でのこのような規制がこれまでなかつたのはなぜなのか。その辺も含めて、お答えいただきたいと思います。

○中島政府参考人 お答えいたします。
改正後の犯罪収益移転防止法第九条は、コルレス契約の締結に際して、金融機関による契約相手方のマネーロンダリング防止体制の確認を義務づける規定でございますけれども、これは、仮に契約相手方のマネーロンダリング防止体制が不十分である場合、この契約相手方の確認をくぐり抜け

た犯罪収益やテロ資金が我が国の金融機関を通じて外国から我が国へ流れ込むおそれがあることか

ら、これを防止するためのものであります。

ただ、御指摘のとおり、我が国の金融機関につい

ては、金融庁の監督指針を踏まえ、コルレス契

約の締結に際して相手方のマネーロンダリング防

止体制の確認を既に実施しております、実務的には改

正案第九条の内容に対応できていると認識してお

ります。

しかしながら、FATFからは、そうした確認

義務が法令において義務づけられていないことに

ついて指摘を受けたため、今般の改正案に規定を設けたところでございます。

○畠委員 明確に法律で位置づけるという改正だ

と思ひます。

次の質問をさせていただきます。

今般の法律案による改正後の犯罪収益移転防止法

の十一条の関係なんですが、ここで特定事業者の

体制整備等の努力義務が拡充されているというこ

とになります。

これも当然といえば当然なものがかりでござい

まして、業界の自主的な取り組みとして行われて

いるのだろうと思うんですが、そうなのか。そし

て、既に行われているとすれば、なぜ法改正が必要なのか。そのことについてあわせてお伺いした

いと存ります。

○樹下政府参考人 改正後の十一條関係について

のお尋ねということでございますけれども、現行

法では、使用人に対する教育訓練の実施その他必

要な体制の整備ということが特定事業者の努力義

務として規定をされているところでございますけれ

ども、FATFからは、体制整備の具体的な内

容が不足している、このような指摘を受けておりま

す。

○畠委員 済みません。確認ですが、この努力義務に書いたようなことは、このこと自体は業界の自主的な取り組みで行われてきたけれども、FATFで、法律に書かないとやはりそこは明確な担保ができないということなんでしょうか。ちょっと

とそのところをお伺いしたいと思ひます。

○樹下政府参考人 まずは、FATFからは、明確な形で義務づけを図るべきだという指摘があつたということをごぞいます。

ただ、体制が特定事業者全て十分享あつたかと

いうことに関しましては、例えば金融機関等々、しつかりしたところにつきましては、これまでもそういう体制についてはきちんと整備をされてきたのではないかというふうに考えております。

ただ、FATFからは、そうした指摘があったということもございましたが、そこ

のところをお伺いいたします。

そうすると、そういう不利益が生じることはよ

くわかりましたかという議論も出ると思うんです

が、FATFの勧告を結構前に受けたんだす

ね、それをここまで置いておいたという理由、

ちょっとこれは通告には出していませんが、そこ

のところをお伺いしたいと思います。

○可部政府参考人 御指摘のとおり、平成二十

年に相互審査を受けまして、その際の勧告の内

容並びに日本の評価について精査をして、かかる

法整備が必要か検討をし、順次対応を進めてま

ったところでございます。

○畠委員 わかりました。必ずしも、業界の自

主的な取り組みといなながら、網羅的にされている

わけでもなくして、そこはやはり法律でしっかりと

位置づけて明確に徹底しようという趣旨だと伺いました。

FATFの勧告がありますから、法律改正は必

要になるのか。そのことについてあわせてお伺いした

いと存ります。

○樹下政府参考人 改正後の十一條関係について

のお尋ねということでございますけれども、現行

法では、使用人に対する教育訓練の実施その他必

要な体制の整備ということが特定事業者の努力義

務として規定をされているところでございます。

○中島政府参考人 お答えいたします。

融機関が日本の金融機関との取引においてリスク管理を強化したり、あるいは日本の金融機関との取引を回避したりするなど、本邦金融機関のみならず、企業などを含めまして、国際金融取引に支障を来す可能性があるというふうに考えております。

○畠委員 ありがとうございます。

そうすると、そういう不利益が生じることはよ

くわかりましたかという議論も出ると思うんです

が、FATFの勧告を結構前に受けたんだす

ね、それをここまで置いておいたという理由、

ちょっとこれは通告には出していませんが、そこ

のところをお伺いしたいと思います。

○可部政府参考人 御指摘のとおり、平成二十

年に相互審査を受けまして、その際の勧告の内

容並びに日本の評価について精査をして、かかる

法整備が必要か検討をし、順次対応を進めてま

ったところでございます。

例えは顧客管理につきましては、既に金融機関

監督指針に基づいて相当程度対応をしていたところ

で、FATF勧告では、

強制力のある法令に明記するべしというふうに定められてございましたして、平成二十三年に犯罪収益

移転防止法の法改正を行いましたものの、依然と

して義務の一部が日本の法令で明記されていない

法律を改正するような措置を履行しない場合に

は、何か国際的な不利益が生じるんでしょうか。

その点をお伺いしたいと思います。

○可部政府参考人 お答えいたします。

FATFはマネーロンダリング、テロ資金供与

対策に関するハイリスク国を国名公表しておられ

て、FATFの指摘事項について改善がなされ

ない場合には、日本がハイリスク国として国名公

表される可能性がございます。

仮にそうした事態に陥つた場合には、海外の金

融機関が日本と取引する際のリスク

言われていることを法律でしつかりやらなきやい
けないということを措置したと。結局、FATF
の求めているのは、やはり法律で明確にしつかり
と位置づけるということなんですよ、これを聞
いていると。

そうすると、何点か今回やっていますが、特に
そこでちょっと気にはかかるというか、まさに一つ
やつていいものであるのはパレルモ条約の締結
と完全な実施という部分でありまして、ここで
は、いわゆる共謀罪の創設が必要であるとされて
おるわけでございます。ただ、その関連法案は今
回は出ていないということになります。

FATFからの勧告を放置するのは問題がある
ということで今回一法案が出たということであれ
ば、その理屈からすると、やはり同時に共謀罪が
出なければいけなかつたのか、あるいは、これが
おくれているとして、今後、共謀罪の創設が視野
に入らざるを得ないだらうなと思います。

共謀罪については、これはいろいろ意見が分か
れるところだらうと思いますが、共謀罪をつくる
場合には、構成要件的にかなり厳重に限定をしな
がら、権利侵害にならないようなことをしなきや
いかぬし、そもそも、国際標準というのは、さは
さりながら、共謀罪でなければそういう勧告は担
保できないのかと、実質の部分の検討も必要に
なると思うんです。

いずれにしましても、内容の議論はともかくと
して、共謀罪の創設の検討はされていると思うん
ですが、その辺の創設の予定というか、その辺の
状況をきょうはお伺いしたいと思います。

○葉梨副大臣 先生御指摘のように、国際組織犯
罪防止条約、これを締結して組織犯罪と国際社会
と協力していくということは、非常に重要な課題でござ
ります。そして、その締結に伴う法
整備も非常に重要なと認識しております。

同条約の国内担保法でござりますけれども、も
う既に先生御案内のように、平成十五年、十六
年、十七年と、三回国会に提出をさせていただい
ております。いずれも成立に至らず、廃案とい
う

うか。

○山谷国務大臣 安保理決議においては、生活費
等に充てられる分は凍結措置から除外することを

定めておりまして、この法律においても、公告国
際テロリストが取得しようとする財産が、生活の
ために通常必要とされる費用、テロ行為のために
使用されるおそれがないものなどに充てられる場
合には許可しなければならないこととしておりま
す。

次の議論に入らせていただきます。

今回、国際テロリストの規制でありますけれど
も、これに限らず、国内的にもこれに類する程度
と評価される反社会的団体があるんだろうと思
うです、いろいろな団体が。このような団体の財
産の凍結等の措置というの、現行法ではあるん
でしょうか。なければ、検討の予定はありますで
しょうか。

○山谷国務大臣 この法案は、FATFからの指
摘を踏まえ、国際社会と連携して、国際的なテロ
等に関する特別措置法、これで、公告国際テロリ
ストの財産の凍結ですが、これは基本的に全て凍
結ということで、仮領置という議論もありました
が、生活資金等とか、先ほど訴訟の費用とかあり
ましたが、そういう必要なものを最低限は残すと
いう構成になつておるようあります。

ここで、逆の面から気にかかる部分がありま
して、人権の面から、生活中必要な分は残すとい
うか、返すということは、一つの構成としてはある
んですが、ちょっとうがつた見方をすれば、そう
いう理由によつて、本来領置すべきと、押さ
えらるべきものが押さえられないというか、どの
程度の資金を残すかといふことに、運用にかか
わつてくるわけですが、そういう心配も実は私は
逆にあります。

基本的には、国際テロリストというのは、乱暴な
言い方をすれば締め上げるために、もうぎりぎり
まで六十六万円としておりまして、これが一つの
目安になるものと考えております。

これは一つの目安でござりますけれども、これ
らも参考にしてしつかり詰めていきたいと思つ
ております。

○畠山委員 ありがとうございます。

実は意外に多いなと思いました。もちろん、こ
の六十六万でテロはできませんよ。できません
が、二ヵ月で六十六万だと、結構、まあまあの額
ですよね。わかりました。これはこれで今後の運
用なので、これについてのコメントはこれ以上は
差し控えます。

○葉梨副大臣 ありがとうございます。

私は意外に多いなと思いました。もちろん、こ
の贈与を受けようとするときは許可を受けなければ
ならないということになつております。もちろん、テロリストを指定する場合には聴聞を行わなければ
ならないというふうになつております。

しかし、これは素朴に考えると、そういう人物
が聴聞のために出頭することはあり得ないです

ことになつたわけです。

私どもとしても、このような経緯、それと、や
はり相当長時間の審議もされております、そこで
出でまいりましていろいろな論点も踏まえて、同
条約を締結するための担保法、これについてどの
ような法整備が必要かということについて、関係
省庁と協議をするなどしてきているところでござ
います。

現在のところ、いつこの条約締結のための担保
法案を国会に提出するかということについては、
未定でございます。

○畠山委員 ありがとうございました。

次の論点に入らせていただきます。

もう一方の法律、国際テロリストの財産の凍結
等に関する特別措置法、これで、公告国際テロリ
ストの財産の凍結ですが、これは基本的に全て凍
結ということで、仮領置という議論もありました
が、生活資金等とか、先ほど訴訟の費用とかあり
ましたが、そういう必要なものを最低限は残すと
いう構成になつておるようあります。

ここで、逆の面から気にかかる部分がありま
して、人権の面から、生活中必要な分は残すとい
うか、返すということは、一つの構成としてはある
んですが、ちょっとうがつた見方をすれば、そう
いう理由によつて、本来領置すべきと、押さ
えらるべきものが押さえられないというか、どの
程度の資金を残すかといふことに、運用にかか
わつてくるわけですが、そういう心配も実は私は
逆にあります。

基本的には、国際テロリストというのは、乱暴な
言い方をすれば締め上げるために、もうぎりぎり
まで六十六万円としておりまして、これが一つの
目安になるものと考えております。

これは一つの目安でござりますけれども、これ
らも参考にしてしつかり詰めていきたいと思つ
ております。

○畠山委員 ありがとうございます。

実は意外に多いなと思いました。もちろん、こ
の贈与を受けようとするときは許可を受けなければ
ならないということになつております。もちろん、テロリストを指定する場合には聴聞を行わなければ
ならないというふうになつております。

しかし、これは素朴に考えると、そういう人物
が聴聞のために出頭することはあり得ないです

し、許可を申請することもあり得ないだらうと思ひます。

結局、これは、法治国家の手続としてこういう手段取りを踏むといふことで、当たり前のことだし、やむを得ないことだらうと思ひますが、このこと自体は、テロリストに対しては実効性がある手続とは言えないと思ひます。

結局、思うところ、私の理解だと、こういう構成要件をふやして、結局これを守らないわけですから、守らないことに対しても、こういうところの違反だということでもまた対応できる余地をふやす、罰則を科せる構成要件をふやすということにあるのかなというふうな気もしたんですが、ここ

のところをお伺いしたいと思います。

○高橋政府参考人 お答えいたしました。

公告国際テロリストによる無許可行為が行われることのないよう、関係機関と緊密に連携し、実態把握に努めてまいることとしますけれども、無許可行為が行われた場合には逮捕等の措置を講ずることとなります。

また、この法案では、指定に当たり、聴聞の手続を経なければならぬこととしておりますが、指定される者の権利利益の保護の観点から、制度上、その意見を述べる機会を確保することは必要であるというふうに考えております。

いずれにしましても、この法案が成立し、施行された場合には、国際的なテロリズムの行為の防止及び抑止の効果が十分発揮されますよう、その確かな運用に努めまいりたいというふうに考えております。

○畠委員 この法案、結局は、FATF勧告を受けてつくつたわけですが、実効性ということよりも、そういう相場をつくらなきやいけないということ、あと、やはり、民主的法治国家体制だと手続上どうしてもこれぐらいは取らなきやいけないという前提でつくつておりますので、「フィクション」というか、かなり技巧的な形でつくられているなどいふのは否めないことです。いずれにいたしましても、この程度のことはや

らなきやいけないことではありますので、これは、国際テロリストに対していろいろな行政手段を取り締まる一つの手段ができるんだろうと思ひます。

○井上委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

終わります。ありがとうございました。

○井上委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○井上委員長 これにて両案に対する質疑は終りました。

○井上委員長 これより両案について討論に入る

のであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

○井上委員長 これより両案について討論に入るのであります。その申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

〔報告書は附録に掲載〕

○井上委員長 次に、第百八十六回国会、本院提出、参議院送付、サイバーセキュリティ基本法案を議題といたします。

本案は、前国会において本委員会提出の法律案

とすることに決定し、本院で議決の上参議院に送付したものと同院において継続審査に付し、今国会、原案のとおり議決の上本院に送付してま

ったものであります。

本案は、前国会において本委員会提出の法律案

とすることに決定し、本院で議決の上参議院に送付したものと同院において継続審査に付し、今

国会、原案のとおり議決の上本院に送付してま

から体制づくりを進めております。そして、サイバー空間での戦いに対して、軍事力の行使を含むあらゆる手段をとる可能性を留保すると明言しております。

アメリカは、この戦略の一環として、同盟国も含む各国の首脳指導者や全世界の市民を盗聴や監視の対象としていることが、米国国家安全保障局、NSA元職員の暴露によって明らかになりました。世界じゅうで外交問題にも発展したアメリカ政府によるサイバー空間を利用した無法の諜報活動に対して、安倍内閣は一言の抗議すらしなかつたのであります。

法案の提案者は、本法案について、有事を想定した日ごろの対応というところに集中、特化して国家機能を強化していく、そうした國づくりのための法案の中核の一つと答弁しました。さらに、

サイバー対策が真にできる国は、みずからサイバー攻撃を行うことができる能力を持つた国であるとの認識を示し、そういったところとも緊密な連携をとつていくことが必要であると日本との連携を強調しました。

そのため、サイバーセキュリティ戦略は日米軍事同盟強化の一翼を担うことになるのであり、極めて重大です。

法案は、サイバーセキュリティ戦略本部が、安全保障に密接に結びつけるものであります。

法案は、目的として、「我が国の安全保障」を明記し、新設するサイバーセキュリティ戦略本部が行います。

本法案は、サイバーセキュリティ戦略本部が軍事安全保障に係る重要な事項に関して、NSCと緊密な連携を図るとしています。提案者は、NSCとの連携について、外國政府等が関与したサイバー攻撃の場合は考慮されると答弁しました。しかし、

戦略本部にはそのような闇の分析や判断ができる

ないことは審議を通じて明らかとなりました。

体どのように連携を図るとしています。

戦略本部にはそのような闇の分析や判断ができる

ないことは審議を通じて明らかとなりました。

体どのように連携を図るのか、全く不明瞭なままであります。

現在、インターネットバンキングの機能を悪用し、他人の口座から不正に送金する犯罪など、サイバー空間を悪用した国民の被害が広がっております。

一部の銀行では、不正送金に対応するソフトを

アーバー空間を陸、海、空、宇宙に次ぐ第五の戦場に位置づけ、攻撃と防御の両面

アメリカは、サイバー空間を陸、海、空、宇宙に次ぐ第五の戦場に位置づけ、攻撃と防御の両面

すが、安心、安全なネット空間をつくるためにには、国民個人ではなく、事業者の側にどういう責任を持たせるかなど、大きな課題が山積しています。しかし、本法案からはそのような問題意識が全く感じられません。

本法案は、国民のためのサイバー空間の安心、安全から出発するのではなく、有事を想定した国家機能強化のための法案になっているのです。

そもそも、国家安全保障や日米軍事同盟に密接にかかる法律でありながら、自民、公明、民主、維新、みんな、生活の各党が起案した議員立法として提出されていることが問題です。

政府が責任を持たず、内閣官房、防衛、外務などの関係大臣からの責任ある答弁もないまま、成立させようとしていることは到底許されません。衆参合わせてわずか数時間の審議で採決するなど、言語道断あります。

以上で反対討論を終わります。

○井上委員長 これにて討論は終局いたしました。

○井上委員長 これより採決に入ります。

第百八十六回国会、本院提出、参議院送付、サバーセキュリティ基本法案について採決いたしました。

○井上委員長 これにて討論は終局いたしました。

(賛成者起立)

○井上委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○井上委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○井上委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○井上委員長 次回は、来る七日金曜日午前八時五十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時二分散会

サイバーセキュリティ基本法
サイバーセキュリティ基本法

日次

第一章 総則(第一条~第十二条)

第二章 サイバーセキュリティ戦略(第十三条~第十四条)

第三章 基本的施策(第十五条~第二十三条)

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部(第二十四条~第三十五条)

附則 第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、インターネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用の進展に伴つて世界的な規模で生じている状況に鑑み、我が国が世界のサイバーセキュリティに対する脅威の深刻化その他の内外の諸情勢の変化に伴い、情報の自由な流通を確保しつつ、サイバーセキュリティの確保を図ることが緊急の課題となつてゐる状況に鑑み、我が国が世界のサイバーセキュリティに対する脅威に対する施策に關し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、並びにサイバーセキュリティ戦略の策定その他サイバーセキュリティに関する施設の基本となる事項を定めるとともに、サイバーセキュリティ戦略本部を設置すること等により、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法(平成十二年法律第百四十四号)と相まって、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もつて経済社会の活力の向上及び持続的発展並びに国民が安全で安心して暮らせる社会の実現を図ることとも、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国が安全保障に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 「この法律において「サイバーセキュリティ」とは、電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式(以下この条において「電磁的方式」という。)により記録され、又は発信され、伝送され、若しくは受信される情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要な措置並びに情報システム及び情報通信ネットワークの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置(情報通信ネットワーク又は電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)を通じた電子計算機に対する不正な活動による被害の防止のために必要な措置を含む。)が講じられ、その状態が適切に維持管理されていることをいう。

ならない。

3 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、インターネットネットその他の高度情報通信ネットワークの整備及び情報通信技術の活用による活力ある経済社会を構築するための取組を積極的に推進することを旨として、行わなければならぬ。

4 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、サイバーセキュリティに対する脅威への対応が国際社会にとって共通の課題であり、かつ、我が国が経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれてることに鑑み、サイバーセキュリティに関する国際的な秩序の形成及び発展のために先導的な役割を担うことを目指して、国際的協調の下に行われなければならない。

5 サイバーセキュリティに関する施策の推進は、高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の基礎理念に配慮して行われなければならない。

6 サイバーセキュリティに関する施策の推進

当たつては、国民の権利を不當に侵害しないよう留意しなければならない。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基礎理念(以下「基礎理念」という。)にのつとり、サイバーセキュリティに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基礎理念にのつとり、国との適切な役割分担を踏まえて、サイバーセキュリティに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(重要社会基盤事業者の責務)

第六条 重要社会基盤事業者は、基礎理念にのつとり、そのサービスを安定的かつ適切に提供するため、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国

<p>又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(サイバー関連事業者その他の事業者の責務)</p> <p>第七条 サイバー関連事業者(インターネットその他高度情報通信ネットワークの整備、情報通信技術の活用又はサイバーセキュリティに関する事業を行なう者)は、以下同じ。その他の事業者は、基本理念にのつとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(教育研究機関の責務)</p> <p>第八条 大学その他の教育研究機関は、基本理念にのつとり、自主的かつ積極的にサイバーセキュリティの確保、サイバーセキュリティに係る人材の育成並びにサイバーセキュリティに関する研究及びその成果の普及に努めるとともに、国又は地方公共団体が実施するサイバーセキュリティに関する施策に協力するよう努めるものとする。</p> <p>(国民の努力)</p> <p>第九条 国民は、基本理念にのつとり、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解を深め、サイバーセキュリティの確保に必要な注意を払うよう努めるものとする。</p> <p>(法制上の措置等)</p> <p>第十条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策を実施するため必要な法制度上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならぬ。</p> <p>(行政組織の整備等)</p> <p>第十一条 国は、サイバーセキュリティに関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。</p> <p>第二章 サイバーセキュリティ戦略</p> <p>第十二条 政府は、サイバーセキュリティに関する施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、</p>	<p>サイバーセキュリティに関する基本的な計画(以下「サイバーセキュリティ戦略」という。)を定めなければならない。</p> <p>一 サイバーセキュリティに関する施策についての基本的な方針</p> <p>二 国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する事項</p> <p>三 重要社会基盤事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体(以下「重要社会基盤事業者等」という。)におけるサイバーセキュリティの確保の促進に関する事項</p> <p>四 前三号に掲げるもののほか、サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するために必要な事項</p> <p>5 前二項の規定は、サイバーセキュリティ戦略の案につき閣議の決定を求めなければならない。</p> <p>6 政府は、サイバーセキュリティ戦略により公表しなければならない。</p>
<p>6 前二項の規定は、サイバーセキュリティ戦略の変更について準用する。</p> <p>7 政府は、サイバーセキュリティ戦略についての実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p>(民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進)</p> <p>第十五条 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国との国際競争力の強化にとって重要なことに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(第三章 基本的施策)</p> <p>第十六条 国は、国と関係省の間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策を取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)</p> <p>第十七条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国と重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応)</p> <p>第十八条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国と重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(産業の振興及び国際競争力の強化)</p> <p>第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るために、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別に鑑み、日常生活における電子計算機又はイ</p>	<p>設立行為をもつて設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)等におけるサイバーセキュリティに関する施策及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する統一的な基準の策定、国の行政機関における情報システムの共同化、情報通信不ットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析、国の行政機関におけるサイバーセキュリティに関する演習及び訓練並びに国内外の関係機関との連携及び連絡調整によるサイバーセキュリティに対する脅威への対応、国の行政機関、独立行政法人及び特殊法人等の間におけるサイバーセキュリティに関する情報の共有その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティの確保の促進)</p> <p>第十四条 国は、重要社会基盤事業者等におけるサイバーセキュリティに関する基準の策定、演习及び訓練、情報の共有その他の自主的な取組の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(民間事業者及び教育研究機関等の自発的な取組の促進)</p> <p>第十五条 国は、中小企業者その他の民間事業者及び大学その他の教育研究機関が有する知的財産に関する情報が我が国との国際競争力の強化にとって重要なことに鑑み、これらの者が自発的に行うサイバーセキュリティに対する取組が促進されるよう、サイバーセキュリティの重要性に関する関心と理解の増進、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(産業の振興及び国際競争力の強化)</p> <p>第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るために、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別に鑑み、日常生活における電子計算機又はイ</p>
<p>ンターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の取組について、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(多様な主体の連携等)</p> <p>第十六条 国は、関係省の間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策を取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)</p> <p>第十七条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国と重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応)</p> <p>第十八条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国と重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(産業の振興及び国際競争力の強化)</p> <p>第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るために、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別に鑑み、日常生活における電子計算機又はイ</p>	<p>ンターネットその他の高度情報通信ネットワークの利用に際して適切な製品又はサービスを選択することその他の取組について、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(多様な主体の連携等)</p> <p>第十六条 国は、関係省の間の連携の強化を図るとともに、国、地方公共団体、重要社会基盤事業者、サイバー関連事業者等の多様な主体が相互に連携してサイバーセキュリティに関する施策を取り組むことができるよう必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(犯罪の取締り及び被害の拡大の防止)</p> <p>第十七条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国と重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象への対応)</p> <p>第十八条 国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国と重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(産業の振興及び国際競争力の強化)</p> <p>第十九条 国は、サイバーセキュリティの確保を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する産業が雇用機会を創出することができる成長産業となるよう、新たな事業の創出並びに産業の健全な発展及び国際競争力の強化を図るために、サイバーセキュリティに関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うことその他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいふ。以下同じ。)及び特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別に鑑み、日常生活における電子計算機又はイ</p>

(研究開発の推進等)

第二十条 国は、我が国においてサイバーセキュリティに関する技術力を自立的に保持することの重要性に鑑み、サイバーセキュリティに関する研究開発及び技術等の実証の推進並びにその成果の普及を図るため、サイバーセキュリティに関し、研究体制の整備、技術の安全性及び信頼性に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進、研究者及び技術者の育成、国の試験研究機関、大学、民間等の連携の強化、研究開発のための国際的な連携その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る事務に従事する者の職務及び職場環境がその重要性にふさわしい魅力あるものとなるよう、当該者の適切な処遇の確保に必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、大学、高等専門学校、専修学校、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、サイバーセキュリティに係る人材の確保、養成及び資質の向上のため、資格制度の活用、若年技術者への養成その他の必要な施策を講ずるものとする。

(教育及び学習の振興、普及啓発等)

第二十二条 国は、国民が広くサイバーセキュリティに関する関心と理解を深めるよう、サイバーセキュリティに関する教育及び学習の振興、啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、前項の施策の推進に資するよう、サイバーセキュリティに関する啓発及び知識の普及を図るための行事の実施、重点的かつ効果的にサイバーセキュリティに対する取組を推進するための期間の指定その他の必要な施策を講ずるものとする。

(国際協力の推進等)

第二十三条 国は、サイバーセキュリティに関すること。

る分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、サイバーセキュリティに関する、国際的な規範の策定への主体的な参画、国際間における信頼関係の構築及び情報の共有の推進、開発途上地域のサイバー

セキュリティに関する対応能力の構築の積極的な支援その他の国際的な技術協力、犯罪の取締りその他の国際協力を推進するとともに、我が国のサイバーセキュリティに対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 サイバーセキュリティ戦略本部
(設置)

第二十四条 サイバーセキュリティに関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、内閣にて、サイバーセキュリティ戦略本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務等)

第二十五条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 サイバーセキュリティ戦略の案の作成及び実施の推進にすること。

二 国の行政機関及び独立行政法人におけるサイバーセキュリティに関する対策の基準の作成及び当該基準に基づく施策の評価監査を含む。その他の当該基準に基づく施策の実施の推進にすること。

三 国の行政機関で発生したサイバーセキュリティに関する重大な事象に対する施策の評価

2 本部は、サイバーセキュリティ戦略の案を作成しようとときは、あらかじめ、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部及び国家安全保障会議の意見を聴かなければならない。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第五号まで掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。)をもつて充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 総務大臣

三 外務大臣

四 経済産業大臣

五 防衛大臣

六 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

七 サイバーセキュリティに関する優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、サイバーセキュリティに関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

4 本部長は、前項の規定により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとつた措置について報告を求めることができる。

5 本部長は、第三項の規定により勧告した事項に關し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法(昭和二十二年法律第五号)第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申することができる。

(サイバーセキュリティ戦略副本部長)

第二十八条 本部に、サイバーセキュリティ戦略副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、国

務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(サイバーセキュリティ戦略副本部員)

第二十九条 本部に、サイバーセキュリティ戦略全保障会議の意見を聴かなければならない。

2 本部は、サイバーセキュリティに関する重要な事項について、「本部員」という。)を置く。

3 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

4 本部は、我が国安全保障に係るサイバーセキュリティに関する重要な事項について、国家安保全保障会議との緊密な連携を図るものとする。

3 事項について、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

4 本部は、我が国安全保障に係るサイバーセキュリティに関する重要な事項について、国家安保全保障会議との緊密な連携を図るものとする。

5 本部は、サイバーセキュリティ戦略本部との緊密な連携を図るものとする。

6 本部長及び副本部長は、本部の所掌事務を遂行するため特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

7 本部長及び副本部長は、本部の所掌事務を遂行するため特に必要があると認める者として内閣総理大臣が任命する者

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体及び独立行政法人の長、国立大学法人(国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。)の学長、大學共同利用機関法人(同条第三項に規定する大

学共同利用機関法人をいう。)の機構長、日本司法支援センター(総合法律支援法(平成十六年法律第七十四号)第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。)の理事長、特殊法人及び認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立等に関する行政官庁の認可を要する法人をいう。)であつて本部が指定するものの代表者並びにサイバーセキュリティに関する事象が発生した場合における国内外の関係者との連絡調整を行う関係機関の代表者に対する法人を

2 本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(地方公共団体への協力)

第三十一条 地方公共団体は、第五条に規定する施策の策定又は実施のために必要があると認めるとときは、本部に対し、情報の提供その他の協力を求めることができる。

2 本部は、前項の規定による協力を求められたときは、その求めに応じるよう努めるものとする。

(事務)

第三十二条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十三条 本部に関する事務は、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十五条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

(施行期日)
附 則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二章及び第四章の規定並びに附則第四条の規定は、公布の日から起算して一年を超えて

第四条 高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部を次のように改正する。

第二十六条第一項中「事務」の下に「(サイバーセキュリティ基本法(平成二十六年法律第

ない範囲内において政令で定める日から施行する。

(本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等)

号)第二十五条第一項に掲げる事務のうちサイバーセキュリティに関する施策で重要なものの実施の推進に関するものを除く。」を加える。

第二条 政府は、本部に関する事務の処理を適切に内閣官房に行わせるために必要な法制の整備等の他の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項の措置を講ずるに当たっては、専門的知識を有する者を内閣官房において任期を定めて職員又は研究員として任用すること、情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた国の行政機関の情報システムに対する不正な活動の監視及び分析並びにサイバーセキュリティに関する事象に関する国内外の関係機関との連絡調整に必要な機材及び人的体制の整備等のために必要な法制上及び財政上の措置等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(検討)

第三条 政府は、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律第七十九号)第二十四条第一項に規定する緊急事態に相当するサイバーセキュリティに関する事象その他の情報通信ネットワーク又は電磁的記録媒体を通じた電子計算機に対する不正な活動から、国民生活及び経済活動の基盤であつて、その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に多大な影響を及ぼすおそれが生ずるもの等を防衛する能力の一層の強化を図るための施策について、幅広い観点から検討するものとする。

(高度情報通信ネットワーク社会形成基本法の一部改正)

平成二十六年十一月十九日印刷

平成二十六年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者
国立印刷局

0